

6. 複数の所管部署・補助金等に関する監査の結果及び意見

(1) 社団法人北九州市観光協会関連の補助金等

■ 社団法人北九州市観光協会の概要

社団法人北九州市観光協会（以下「市観光協会」という。）は、市における観光事業の健全なる振興を図り、もって地方産業及び文化の発展と社会公共の福祉増進に資し、あわせて国際観光を通じ国際交流及び国際親善に寄与することを目的とするために、昭和 43 年度に設立されている。

市観光協会の事業内容は次のとおりである。

- ・ 観光観念の普及
- ・ 観光事業に関する調査研究
- ・ 関係諸機関に対する建議、陳情及び団体との連絡協調
- ・ 観光資源の保護育成及び開発
- ・ 都市美化に関する事業
- ・ 郷土文化財及び郷土芸能の保存並びに紹介
- ・ 観光施設、交通機関、宿泊施設等の整備促進並びに運営
- ・ 国内・国外の観光宣伝及び観光客の誘致、接遇
- ・ 観光土産品の生産、奨励及び品質の改善
- ・ 観光事業従事者の研修
- ・ 観光刊行物の発行
- ・ 外国人旅行者の受け入れ体制整備
- ・ その他本会の目的達成に必要な事業

■ 財務状況

市観光協会の平成 23 年度決算については、次の表のとおりである。

【市観光協会 平成 23 年度決算】

(単位：千円)

	一般会計	国民宿舎 特別会計	レトロ事業 特別会計	広報宣伝事業 特別会計	合計
経常収益合計	151,943	279,411	204,522	64,395	700,273
経常費用合計	149,023	282,928	215,309	46,019	693,281
当期経常 増減額	2,919	△3,516	△10,786	18,375	6,991
当期経常外 増減額	△339	△437	△453	—	△1,230
正味財産期末 残高	12,953	△45,833	1,305	38,558	6,984

ア. 北九州市観光協会祭り行事振興事業補助金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／観光部／観光・コンベンション課
交 付 要 綱	北九州市祭り行事振興事業補助金取扱要領
交 付 目 的	市内の主な祭り行事を開催する団体に対し、祭り行事の実施に必要な経費の一部を補助することにより、市内の伝統的な祭り行事の保存及び市内外からの集客を図り、市の観光振興に寄与することを目的とする。
補助事業概要	市内で開催される祭り行事で、伝統文化の継承・保存に寄与するもの及び多くの観客を集め、北九州市の観光振興に寄与するものについて、祭り行事に必要な設備の経費、装飾費、設備等の移送費等を補助するもの。
交 付 先	市は、社団法人北九州市観光協会に間接補助している。 補助金交付の流れは、次のとおりである。 市観光協会から市に対して、北九州市観光協会まつり行事振興事業補助金交付申請書が提出される。その後、市から市観光協会へ決定通知書と補助金が交付される。 各種まつり委員会等は、市観光協会に補助金の交付申請を行う。市観光協会は市の補助金と市観光協会の補助金と合算して交付する。
補助開始年度	不明

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	14,690	14,780	14,480	14,627	14,880
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	14,690	14,780	14,480	14,627	14,880
対象事業費	45,063	49,089	51,566	54,423	52,904
交 付 件 数	11 件				

(ウ) 補助金等の設置の背景

補助対象となる行事は、旧 5 市時代から、祭り行事の継承や保存及び観光振興につながるものとして、支援が継続されているものである。これらの伝統的な祭り行事の保存及び市内外からの集客を図り、市の観光振興に寄与することを目的として設置された。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 補助金取扱要領の見直しについて（有効性等一意見）市観光-ア

交付先の中には、市補助金額を超える繰越金が存在する団体が見受けられる。また、対象事業費に対する市補助金の割合が 8.7%から 95.2%と様々である。市は補助金交付要領を見直すことが望まれる。

<内容>

市は、各祭り行事を行う 11 団体に対し社団法人北九州市観光協会を通じ間接的に補助している。対象となる各祭り行事は、旧 5 市時代から、当該祭り行事の継承や保存及び観光振興につながるものについて、支援を継続しているものである。

各補助金額をみると、10 周年などの節目の際に増額されるほかは、基本的な変動はなく固定化しており、本補助金の補助率（各祭り行事における対象事業費に対する市補助金の割合）をみると、8.7%から 95.2%までと様々となっている。

また、繰越金率（市補助金に対する繰越金の割合）が 100%を超えているものも見受けられた。この場合、繰越金額が市補助金額を超えており、結果的に市の補助金がなくともその年度の祭り行事が実施できたということになる。

本補助金の交付に関し、補助の必要性を見極め、補助金を有効に交付するため、北九州市祭り行事振興事業補助金取扱要領を見直すなど再検討することが望まれる。

なお、他補助金と共通する監査の意見は「キ. 社団法人北九州市観光協会関連の補助金等に関する意見」に記載している。

イ. 北九州市観光協会事業補助金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／観光部／観光・コンベンション課
交 付 要 綱	なし
交 付 目 的	市における観光事業の健全なる振興を図り、もって地方産業及び文化の発展と社会公共の福祉増進に資し、あわせて国際観光を通じ国際交流及び国際親善に寄与することを目的とする。
補助事業概要	社団法人北九州市観光協会が公益事業を実施するために要する人件費、賃借料、機関紙等発行費の一部を補助するもの。
交 付 先	社団法人北九州市観光協会
補助開始年度	昭和 43 年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	19,986	19,277	22,334	25,214	25,214
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	19,986	19,277	22,334	25,214	25,214
対象事業費	22,214	23,514	23,465	27,283	27,779
交 付 件 数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件

(ウ) 補助金等の設置の背景

市は、市観光協会における人件費、賃借料、機関紙等発行費の一部について補助している。補助対象経費の詳細は次のとおりである。

【市観光協会事業補助金の状況（平成 23 年度決算）】

(単位：円)

区分	対象経費	補助金額	内容
人件費	22,194,927	20,554,740	4 名分の給与、手当、法定福利費 (専務理事 1 名、事務局職員 2 名(庶務、経理)、わっしょい百万夏まつり事務局職員 1 名(わっしょい百万夏まつり業務及び祭行事保存振興業務))
物件費	3,729,612	3,219,600	観光コンベンションプレイルームテナント賃借料
事業費	1,854,825	1,440,000	機関紙(誘 ing 年 4 回各 1 万部・行事瓦版年 1 回 4,500 部)発行費
合計	27,779,364	25,214,340	

※出所「平成 23 年度実績報告書」

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(ロ) 監査の意見

① 補助対象経費の適切な算定について（合規性—意見）市観光-イ

人件費補助の対象となっている職員のうち1名は、わっしょい百万夏まつり振興会（以下「振興会」という。）の業務に携わっている。その業務は振興会により指揮命令がなされており、市観光協会の事業に従事しているとはいえない。市観光協会の業務に従事する割合に応じて、補助対象となる経費を適切に算定することが望まれる。

<内容>

本補助金は、専務理事及び職員3名分の人件費、賃借料、機関紙発行経費に対し、助成している。

人件費補助の対象となっている職員のうち1名は、振興会の業務に携わっている。その業務は振興会という別組織により指揮命令がなされており、必ずしも市観光協会の事業に従事しているとはいえない。

現在は、当該職員の人件費すべてを補助対象経費としているが、市観光協会の業務に関する部分について、業務従事割合により按分するなど補助対象となる経費を適切に算定することが望まれる。

なお、他補助金と共通する監査の意見は「キ. 社団法人北九州市観光協会関連の補助金等に関する意見」に記載している。

ウ. 観光マインド育成補助金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／観光部／観光・コンベンション課
交 付 要 綱	なし
交 付 目 的	事業を通じて、市民のホスピタリティを向上させ、観光客をあたたく迎える態勢を整えること、また、観光案内ボランティア制度の運営支援等により、観光客の利便性を向上させることを目的とする。
補 助 事 業 概 要	市民のホスピタリティ向上を目的とした「百万にこここホスピタリティ運動」を展開している。また、隔年で実施する「北九州観光市民大学」において、観光施設などの解説・案内をする「観光案内ボランティア」を募集・育成し、「観光案内ボランティア」制度の運営支援と併せて、観光客の利便性向上を図る。
交 付 先	社団法人北九州市観光協会
補 助 開 始 年 度	平成9年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
補 助 金 額	1,900	1,650	2,850	1,650	1,650
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	1,900	1,650	2,850	1,650	1,650
対象事業費	3,377	3,691	2,976	3,727	3,329
交 付 件 数	1件	1件	1件	1件	1件

(ウ) 補助金等の設置の背景

本補助金は、市観光協会が実施する次の2つの事業に対し交付されている。

【観光マインド育成補助金の内容】

	百万にこここホスピタリティ運動	北九州観光市民大学
趣旨	本市を訪れる観光客をあたたく出迎え、もてなすため、市民のホスピタリティ向上を目的に行う。	市民の観光地に対する理解を深めると共に、観光客を迎える「おもてなしの心（観光マインド）」を醸成するため、観光講座を開講する。また、受講者のうち希望者については観光案内ボランティアとして登録し、観光客受入体制の充実を図る。

	百万にここにこホスピタリティ運動	北九州観光市民大学
開始時期	平成7年度	平成3年度（H23で13回目）
事業内容 （H23年度）	オープニング啓発イベント （セレモニー等） ホスピタリティ推進事業 （ポスター、歓迎看板の掲出、 会員事業所周辺の清掃等） ホスピタリティ表彰 （企業・団体・個人の表彰） 観光の魅力再発見事業 （児童絵画コンクールの開催） 観光業務従事者研修会 （工場見学、接客研修等） 観光客の意見収集	テーマごとに講師による講義及び 視察 ・北九州市の観光事情 ・市内主要観光地の歴史文化の概要 ・グルメ、土産品の概要 ・観光客への接客研修 ・各区観光地の視察研修 受講者 満18歳以上の市内在住者 （40名募集⇒受講25名） （受講者負担金 15,000円） 講義 9回 視察 8回

2つの事業の平成23年度における収支予算及び決算の状況は次のとおりである。

【百万にここにこホスピタリティ運動の平成23年度収支決算報告書】

1. 収入の部

（単位：円）

科目	予算額	実績額	増減	備考
市補助金	1,150,000	1,150,000	—	
市観光協会負担金	50,000	50,359	359	
協賛金収入	800,000	836,500	36,500	
雑収入	—	177,000	177,000	
合計	2,000,000	2,213,859	213,859	

2. 支出の部

（単位：円）

科目	予算額	実績額	増減	備考
イベント開催費	600,000	404,962	3,826	予算：会場借上料 表彰関係費
絵画コンクール開催費		198,864		
歓迎看板等制作費	900,000	940,485	40,485	予算：制作費
研修会開催費	200,000	217,215	17,215	
消耗品費	150,000	119,891	△30,109	
通信費	150,000	332,442	182,442	
合計	2,000,000	2,213,859	213,859	

※出所「市説明資料」を参考に監査人作成

【北九州観光市民大学の平成 23 年度収支決算報告書】

1. 収入の部

(単位：円)

科目	予算額	実績額	増減	備考
市補助金	500,000	500,000	—	
市観光協会負担金	50,000	2,157	△47,843	
参加者負担金	450,000	375,000	△75,000	15,000 円×25 人 (予算 30 人)
雑収入	—	238,400	238,400	制作物販売収入
合計	1,000,000	1,115,557	115,557	

2. 支出の部

(単位：円)

科目	予算額	実績額	増減	備考
会場費	100,000	130,202	30,202	予算：会場借上料
テキスト代	40,000	266,500	226,500	予算：印刷費
現地視察費	700,000	412,220	△287,780	予算：バス借上料 食料費 施設入館料
講師料	100,000	179,600	79,600	予算：報償費
通信交通費	30,000	3,500	△26,500	予算：通信費
消耗品費	30,000	123,535	93,535	
合計	1,000,000	1,115,557	115,557	

※出所「市説明資料」を参考に監査人作成

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 補助事業の実施により収入が生じた場合の補助金額の見直しについて

(有効性等－意見) 市観光-ウ

北九州観光市民大学の事業において制作された「観光情報ファイル」の販売収入が発生している。その一部は事業費の増加分に充てられ、市観光協会の負担は減少しているものの、補助金額は見直されていない。補助事業にかかる収入が発生し、団体の負担が減少した場合には補助金額の減額を検討することが望まれる。

<内容>

北九州観光市民大学の事業において制作された「観光情報ファイル」に係る販売収入が平成 23 年度では 238,400 円 (800 円×298 冊) 発生している。

その一部は事業費の増加分に充てられ、市観光協会の負担は減少しているものの、補助金額は見直されていない。補助金とは、対価を求めず市が補助事業者に交付するものである。その補助事業で制作した物の販売等に伴い収入を得て団体の負担が減少した場合には、補助金額の減額について検討することが望まれる。

なお、他補助金と共通する監査の意見は「キ. 社団法人北九州市観光協会関連の補助金等に関する意見」に記載している。

エ. 北九州市観光キャンペーン負担金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／観光部／観光・コンベンション課
交付規則の適用	除外支出金指定のため適用除外
負 担 目 的	本事業を通じて、市外への観光PRを推進すると共に、観光客受入体制を整えることにより、市への観光客の誘客促進と満足度の向上を目的とする。
事 業 概 要	行政と民間事業者が連携して、観光PR及び観光客受け入れ体制を整備するもの。(以下、平成23年度実績) <ul style="list-style-type: none"> ・観光客誘致事業 (観光キャンペーン1件、イベント協力1件) ・受入体制整備事業 (まち歩き18回実施、ガイドツアーの実施) ・広報宣伝事業 (ガイドブックの作成、情報提供やイベントへの参加10件) ・エージェント・マスコミを使った宣伝事業 (フリーペーパーへの景品提供)
負 担 先	北九州市観光キャンペーン実行委員会 (事務局：社団法人北九州市観光協会)
開 始 年 度	平成3年度から

(イ) 負担金額の推移

(単位：千円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
負 担 金 額	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500

(ウ) 負担先の決算状況の推移

(単位：千円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収 入 合 計	6,052	4,767	3,834	3,474	3,718
支 出 合 計	5,796	4,103	3,619	3,241	3,528
収 支 差 額	256	664	215	232	189

※収入合計には前期繰越額が含まれているため、収支差額は次期繰越額を表している。

【平成 23 年度 収支決算報告書】

1. 収入の部

(単位：円)

科目	予算額	実績額	増減	備考
昨年度繰越額	232,370	232,370	—	
市負担金	2,500,000	2,500,000	—	
社団法人北九州市 観光協会負担金	300,000	300,000	—	
観光キャンペーン 参加負担金	500,000	635,000	135,000	
北九州市まち歩き 参加負担金	80,000	50,700	△29,300	
雑収入	500	177	△323	
合計	3,612,870	3,718,247	105,377	

2. 支出の部

(単位：円)

科目	予算額	実績額	増減	備考
観光客誘致費	1,500,000	1,457,101	△42,899	
受入体制整備費	300,000	58,221	△241,779	
広報宣伝費	1,400,000	1,992,496	592,496	
エージェント対策費	300,000	8,790	△291,210	
事務・予備費	112,870	12,000	△100,870	
合計	3,612,870	3,528,608	△84,262	

※出所「市説明資料」を参考に監査人作成

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

監査の意見は「キ. 社団法人北九州市観光協会関連の補助金等に関する意見」に記載している。

オ. 北九州市観光宣伝使節団負担金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／観光部／観光・コンベンション課
交付規則の適用	除外支出金指定のため適用除外
負 担 目 的	市内の観光地等を広く宣伝し、域外観光客の積極的な誘致に務め、北九州市観光事業の伸展を図ることを目的とする。
事 業 概 要	市商工会議所、市、北九州市観光協会が負担金を拠出し、市の観光事業の伸展を図っている。 【平成 23 年度事業】 海外における観光客誘致プロモーションとして北九州旅行商品企画ツアーの実施、国内の宣伝活動として北九州市物産&キャラバン in 鹿児島を実施
負 担 先	北九州市観光宣伝使節団 (事務局：社団法人北九州市観光協会)
開 始 年 度	昭和 53 年度から

(イ) 負担金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
負 担 金 額	2,000	2,000	1,000	1,000	1,000

(ウ) 負担先の決算状況の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
収 入 合 計	3,809	3,336	2,399	1,402	2,096
支 出 合 計	3,531	3,058	2,396	777	1,727
収 支 差 額	278	279	2	625	368

※収入合計には前期繰越額が含まれているため、収支差額は次期繰越額を表している。

【平成 23 年度 収支決算報告書】

1. 収入の部

(単位：円)

科目	予算額	実績額	増減	備考
昨年度繰越額	625,301	625,301	—	
市負担金	1,000,000	1,000,000	—	
他団体負担金	400,000	400,000	—	
参加負担金	—	70,800	70,800	
雑収入	100	207	107	
合計	2,025,401	2,096,308	70,907	

2. 支出の部

(単位：円)

科目	予算額	実績額	増減	備考
国外（大連商品企画ツアー）	1,000,000	564,594	△435,406	
国内（観光キャラバン in 鹿児島）	900,000	1,162,786	262,786	
事務・予備費	125,401	—	△125,401	
合計	2,025,401	1,727,380	△298,021	

※出所「市説明資料」を参考に監査人作成

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

監査の意見は「キ. 社団法人北九州市観光協会関連の補助金等に関する意見」に記載している。

カ. 北九州市国際観光推進協議会負担金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／観光部／観光・コンベンション課
交付規則の適用	除外支出金指定のため適用除外
負 担 目 的	アジアを中心とした諸外国から北九州市への来訪を促すため、海外に向けた観光PRを推進するとともに、受け入れ体制を整備し、誘致を図ることを目的とする。
事 業 概 要	北九州市国際観光推進協議会の会員が負担金を拠出し、アジアを中心とした諸外国から市への観光客誘致を図っている。 【平成 23 年度事業】 韓国、台湾、エージェントセールス事業、台湾観光客誘致プロモーション事業、中国観光客誘致事業、広報宣伝事業、受入体制整備事業、青少年交流事業
負 担 先	北九州市国際観光推進協議会 (事務局：社団法人北九州市観光協会)
開 始 年 度	平成 13 年度から

(イ) 負担金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
負 担 金 額	4,750	4,750	4,750	4,750	4,750

(ウ) 負担先の決算状況の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
収 入 合 計	8,980	10,382	8,620	10,310	8,580
支 出 合 計	6,908	9,098	5,881	9,059	7,908
収 支 差 額	2,071	1,283	2,738	1,250	672

※収入合計には前期繰越額が含まれているため、収支差額は次期繰越額を表している。

【平成 23 年度 収支決算報告書】

1. 収入の部

(単位：円)

科目	予算額	実績額	増減	備考
昨年度繰越額	1,250,890	1,250,890	—	
市負担金	4,750,000	4,750,000	—	
他団体負担金	1,200,000	1,200,000	—	株式会社スペースワールド 1,000,000 市観光協会 200,000
会費収入	720,000	720,000	—	
参加者負担金	675,000	659,000	△16,000	
雑収入	1,000	519	△481	
合計	8,596,890	8,580,409	△16,481	

2. 支出の部

(単位：円)

科目	予算額	実績額	増減	備考
観光客誘致費	4,000,000	4,043,675	43,675	
広報宣伝活動費	1,350,000	1,413,165	63,165	
受入体制整備費	3,000,000	2,209,209	△790,791	震災の影響
事務・予備費	246,890	242,253	△4,637	
合計	8,596,890	7,908,302	△688,588	

※出所「市説明資料」を参考に監査人作成

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

監査の意見は「キ. 社団法人北九州市観光協会関連の補助金等に関する意見」に記載している。

キ. 社団法人北九州市観光協会関連の補助金等に関する意見

① 補助金等の整理統合の検討について（有効性等―意見）市観光-キ①

市観光協会及び市観光協会に事務局がある協議会等に対し、補助金3件及び負担金3件が支出されている。これらのうち目的が同種のものについては整理統合し、事務の効率化を図るとともに、市観光協会の柔軟性を活かした観光振興に取り組むことが望まれる。

<内容>

市観光協会及び市観光協会に事務局があり、市と市観光協会がその経費の一部を負担している協議会等の状況は前述のとおりであり、それらに対する補助金等の金額の推移は次の表のとおりである。

【市観光協会及び協議会に対する市補助金等額の推移】 (単位：千円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
補助金					
祭り行事補助金	14,690	14,780	14,480	14,627	14,880
市観光協会事業補助金	19,986	19,277	22,334	25,214	25,214
観光マインド育成補助金	1,900	1,650	2,850	1,650	1,650
負担金					
観光キャンペーン	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
観光宣伝使節団	2,000	2,000	1,000	1,000	1,000
国際観光振興推進協議会等	4,750	4,750	4,750	4,750	4,750

市観光協会が事務局事務を行っている、「観光キャンペーン実行委員会」、「観光宣伝使節団」及び「国際観光振興推進協議会」の3つの団体は、その活動対象（国内か国外か）や参加団体の相違はあるものの、すべて市における観光の振興を目的としており、市観光協会の設立目的とも重なるものである。

また、上記の3団体への負担金とは別に、市観光協会に「市観光協会事業補助金」が交付されており、その目的は上記3団体の事務局事務を含む市観光協会の運営に係る人件費等を補助するものである。

市観光協会の平成23年度事業報告をみると、市観光協会が直接事業主体となっている事業の実績だけでなく、上記の3団体が実施している事業の実績も記載されている。市からの受託事業、市からの補助事業、観光キャンペーン実行委員会の事業、国際観光推進協議会の事業がすべて記載されており、市観光協会の実績として紹介されている。

観光を取り巻く環境はその時々^々の社会経済情勢によって変化し、事業の執行に当たっては、柔軟性や機動性が求められるものである。

したがって、市観光協会に対する補助事業及び市観光協会が事務局となり実施している事業について整理し、市の観光振興という目的を達成するため、機動的で柔軟な活動ができるように補助金制度等の整理統合等について検討することが望まれる。

② 補助金交付要綱の作成・整備について（合規性一意見）市観光-キ②

「イ. 北九州市観光協会事業補助金」及び「ウ. 観光マインド育成補助金」の2つの補助金については、交付要綱が作成されていない。

前述した、補助金及び負担金の整理統合について検討したうえで、目的、補助対象経費及び補助率等を定めた交付要綱を整備することが望まれる。

<内容>

祭り行事補助金を除く「イ. 北九州市観光協会事業補助金」及び「ウ. 観光マインド育成補助金」の2つの補助金については、どちらも目的や補助対象経費等を定めた交付要綱が作成されていない。

補助対象となる経費等は従来からの慣行等を踏まえ、市と市観光協会の間で決められ運用されている。

前述した、補助金及び負担金の整理統合について検討したうえで、目的、補助対象経費及び補助率等を定めた交付要綱を整備することが望まれる。

(2) 福岡県観光関連団体に対する補助金等

ア. 福岡県観光推進協議会負担金

(7) 概要（福岡県観光推進協議会負担金）

所 管 部 署	産業経済局/観光部/観光・コンベンション課
交付規則の適用	除外支出金指定のため適用除外
負 担 目 的	観光を中核とした総合的なイメージアップを推進するとともに、効果的に観光情報を発信することにより、福岡県観光の発展と地域の活性化に寄与し、もって福岡県、ひいては市への観光客誘致を促進するため、設立された福岡県観光推進協議会の経費の一部を負担することを目的とする。
事 業 概 要	上記目的を達成するために次の事業を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元との連携事業 ・ 産業観光推進事業 ・ 情報発信事業 ・ 観光客受入体制の整備事業 なお、県内市町村の合併等に伴う会員数の変化に応じて、随時負担金の見直しを行っている。
負 担 先	福岡県観光推進協議会 (事務局：福岡県商工部国際経済観光課)
開 始 年 度	平成6年度から

(イ) 負担金額の推移 (単位：千円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
負 担 金 額	2,350	2,350	2,350	2,350	2,044

(ウ) 負担先の決算状況の推移 (単位：千円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収 入 合 計	46,172	38,634	40,140	37,227	33,146
支 出 合 計	41,498	32,454	36,593	33,455	32,701
収 支 差 額	4,674	6,180	3,547	3,772	444

※収入合計には前期繰越額が含まれているため、収支差額は次期繰越額を表している。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(ウ) 監査の意見

監査の意見は「ウ. 福岡県観光関連団体の補助金等に関する意見」に記載している。

イ. 社団法人福岡県観光連盟負担金

(7) 概要（福岡県観光連盟負担金）

所 管 部 署	産業経済局観光部観光・コンベンション課
交付規則の適用	除外支出金指定のため適用除外
負 担 目 的	福岡県及び各地観光機関並びに観光事業に関係ある者と密接な連携を保ち、常に観光事業の振興と地域活性化を図り、併せて国際観光の振興を促し、もって生活、文化及び経済の向上発展並びに国際親善に寄与すること目的とする社団法人福岡県観光連盟の経費の一部を負担する。
事 業 概 要	社団法人福岡県観光連盟において次の事業を実施している。 ・観光宣伝事業 ・観光情報提供事業 ・観光振興事業 ・福岡県観光情報センター「ビジット・ジャパン案内所」業務維持運営事業
負 担 先	社団法人福岡県観光連盟
開 始 年 度	昭和 34 年度から

(イ) 負担金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
負 担 金 額	390	390	390	390	390

(ウ) 負担先の決算状況の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
経常収益計	51,157	47,186	117,950	44,295	43,911
経常費用計	45,173	46,066	118,282	46,418	43,257
当期経常増減額	5,984	1,120	△333	△2,123	654
正味財産期末残高	5,984	7,104	6,772	4,650	5,303

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(ウ) 監査の意見

監査の意見は「ウ. 福岡県観光関連団体の補助金等に関する意見」に記載している。

ウ. 福岡県観光関連団体の補助金等に関する意見

① 同種団体への補助金等の必要性の検討について（必要性—意見）県観光-ウ

福岡県観光推進協議会と社団法人福岡県観光連盟の事業内容は重複する部分が多い。市はその両方に負担金を支出しているが、それぞれの負担金の必要性について検討することが望まれる。

<内容>

福岡県の観光の推進に関し、市は福岡県観光推進協議会と社団法人福岡県観光連盟に対し負担金を支出している。

団体の概要は次のとおりである。

【福岡県観光推進協議会と社団法人福岡県観光連盟の比較】

	福岡県観光推進協議会	社団法人福岡県観光連盟
組織	任意団体（事務局：福岡県）	社団法人
目的	観光を中核とする福岡県の総合的なイメージアップを推進するとともに効果的に情報を発信することにより本県観光の発展と地域の活性化に寄与し、もって本県への観光客の誘致を促進すること	福岡県及び各地観光機関並びに観光事業に関係あるものと密接な連携を保ち、常に観光事業の振興と地域活性化を図り、併せて国際観光の振興を促し、もって生活、文化及び経済の向上発展並びに国際親善に寄与すること
会長	福岡県観光連盟会長（右に同じ）	西日本鉄道株式会社相談役
会員	県、全市町村、民間企業団体 154	市町村 44、民間企業団体 146
H23 収入	33,146 千円 うち県 20,436、市町村 8,938	43,912 千円 うち県 28,480、市町村 3,410
H23 支出	32,701 千円	43,257 千円
主な事業内容	1. 地元との連携事業 ・地域の魅力を磨く観光地づくりモデル事業 ・4地区観光協議会との共同事業 ・韓国人観光客受入体制整備のためのワークショップ開催	・地域の魅力を磨く観光地づくりモデル事業に対するアドバイス、提言の実施 ・4地区観光協議会の活動に対する助成
	2. 産業観光推進事業	
	3. 情報発信事業 ・マス媒体・インターネット活用によるPR事業 観光ブース出展、観光説明会開催 ・マスコミ招へい事業 観光PRツールの整備 (パンフレット増刷等)	・ホームページの管理運営 ・福岡県観光情報センター運営 ・県外観光宣伝隊の派遣 ・観光情報誌の発行
	4. 観光客受入体制の整備事業 ・訪日教育旅行受入支援事業 ・観光ボランティアガイドの育成	・中国教育旅行関係者招へい事業 ・観光ボランティアガイド育成支援事業 ・観光関係人材育成研修会 ・ホスピタリティ研修会

※出所「両団体の事業報告書」を参考に監査人作成

なお、北九州地区の市町村及び社団法人北九州市観光協会で構成する「北九州地区観光推進協議会」は、平成 23 年度に福岡県観光推進協議会から 1,000 千円、社団法人福岡県観光連盟から 317 千円の助成を受けて活動している。

このように、福岡県観光推進協議会と社団法人福岡県観光連盟の事業目的及び内容は重複する部分が多い。市はその両方に負担金を支出しているが、それぞれの負担金の必要性について検討することが望まれる。

(3) 公益財団法人北九州産業学術推進機構の補助金等

■ 公益財団法人北九州産業学術推進機構の概要

(7) 設立の経緯

公益財団法人北九州産業学術推進機構（以下「FAIS」という。）は、平成13年に地域の産業を支える知的基盤として開設された北九州学術研究都市を中心に、地域に集積する大学・研究機関と産業界の連携をコーディネートする機関として、平成13年3月に財団法人北九州市産業技術振興基金（平2年3月設立）を改組・拡充するかたちで設立された。

平成23年11月に福岡県へ公益移行認定申請を行い、福岡県公益認定等審議会での審議を経て、平成24年3月、福岡県知事より公益財団法人として認定を受け、平成24年4月1日付で公益財団法人へ移行した。

FAISの基本情報は、次のとおりである。

【FAISの概要】

項目	内容
基本財産	8億円（全額北九州市出捐）
役員等構成	[学 会] 北九州学術研究都市参画大学副学長 市内理工系大学長等
	[産業界] 商工会議所等経済団体
	[行 政] 北九州市、福岡県
職員数	87名（H24.5.1現在）
	市派遣：22名
	県派遣：1名
	民間出身：39名（うち出向15名）
	事務嘱託等：25名

(イ) 事業の概要

FAISが実施している事業を大きく分けると「北九州学術研究都市のプロモート、キャンパスの一体的運営」「産学連携推進、新産業の創出」「中小企業・ベンチャー企業の総合的支援」の3つに集約される。

それぞれの事業の概要については、次のとおりである。

【F A I Sの事業概要】

北九州学術研究都市のプロモート、キャンパスの一体的運営	
・施設の管理・運営	
・アジアの学術研究拠点の形成	
海外大学等との共同研究支援	
海外との交流協定	
留学生支援	
・地域交流・広報活動	
産学連携推進、新産業の創出	
・情報収集・発信、産学交流の促進	
・研究開発支援	
・低炭素化技術研究拠点化の推進	
・その他重点分野の推進	
半導体技術拠点化	
カーエレクトロニクス拠点化	
ロボット技術開発拠点化	
中小企業の総合的支援、ベンチャー企業の創出育成	
・経営相談、専門家派遣、販路拡大支援	
・インキュベーション施設の管理・運営	

(ウ) 財政状況等の推移

F A I Sの決算の状況について、正味財産増減計算書の経常収益・費用、および次期繰越収支差額（収支計算書）の過去5年間の推移を示すと、次のとおりである。

【F A I Sの決算の状況】

（単位：千円）

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
経常収益合計	3,336,965	3,164,917	2,944,536	2,635,916	2,531,606
経常費用合計	3,490,912	3,336,852	3,036,751	2,744,111	2,549,111
当期経常増減額	△153,946	△171,934	△92,214	△108,194	△17,504
次期繰越収支差額	199,506	226,085	272,737	228,300	256,507

※出所「正味財産増減計算書」

当期経常増減額については、過去5年間、マイナスで推移している。また、資金ベースの次期繰越収支差額は、過去5年間、2億円前後で増減している。

■ 公益財団法人北九州産業学術推進機構に対する補助金等の概要

F A I Sに対する補助金については、市の産業経済局にある企業立地支援課、中小企業振興課及び新産業振興課の3課から、前述の事業を実施するために交付されている。

交付される補助金は、大きく事業費補助金と運営費補助金に分かれており、さらに、実施事業ごとに細分化されている。

補助金等の名称、その事業内訳およびF A I Sにおける担当部署の一覧は、次のとおりである。

【事業費補助金の一覧】

所管	補助金等名称	事業内訳	FAIS 担当部署	
企業立地支援課	中小企業自動車産業技術力向上・人材育成事業補助金	中小企業自動車産業技術力向上・人材育成助成金事業	中小企業支援部	
	「環境にやさしい次世代自動車勉強会」事業補助金	「環境にやさしい次世代自動車勉強会」事業	カー・エレクトロニクスセンター	
中小企業振興課	ビジネスチャンス拡大支援事業補助金	販路開拓支援プロジェクト事業	中小企業支援部	
		巡回指導・マッチングコーディネート事業	中小企業支援部	
	中小企業支援センター特定支援事業補助金	支援人材充実強化事業	中小企業支援部	
		事業可能性評価委員会運営事業	中小企業支援部	
		支援体制整備円滑化事業	中小企業支援部	
		窓口相談事業	中小企業支援部	
		専門家派遣事業	中小企業支援部	
情報提供事業	中小企業支援部			
新産業振興課	産学官連携研究開発推進事業補助金	シーズ探索助成金	事業推進課	
		産学事業化促進助成金	事業推進課	
		マッチングファンド助成金	事業推進課	
		中小企業産学官連携研究開発事業	事業推進課	
		事務管理費	事業推進課	
	ベンチャー総合支援事業補助金	ベンチャー総合支援事業補助金		
		ベンチャー企業育成支援補助金事業	ベンチャー支援課	
		インキュベーション・マーケティング事業	ベンチャー支援課	
		インキュベーション・マネージャー配置事業	ベンチャー支援課	
		インキュベーション室助成事業補助金	ベンチャー支援課	

所管	補助金等名称	事業内訳	FAIS 担当部署	
	先導的低炭素化技術拠点形成事業補助金	環境未来イノベーションコンソーシアム形成推進事業	産学連携課	
		研究開発プロジェクト創出事業	事業推進課	
		ビジネスモデル調査事業	事業推進課 ／半導体技術センター	
		重点研究プロジェクト推進事業	事業推進課	
		ミニ実証事業	事業推進課	
	知的クラスター（第Ⅱ期）推進事業補助金	知的クラスター（第Ⅱ期）推進事業	産学連携課	
	知的財産活用促進事業補助金	北九州知的財産所有権センター運営支援事業	中小企業支援部	
		有望技術重点移転支援事業補助金	知的財産課	
	海外連携プロジェクト助成等事業補助金	海外連携プロジェクト助成等事業補助金		
		共同研究開発助成	企画広報課	
		共同研究ラボ助成	企画広報課	
		サイエンスパーク交流・調査	企画広報課	
		環境技術開発国際連携支援	企画広報課	
	新産業創出研究開発強化事業補助金	カーエレクトロニクス拠点化整備推進事業		
		カーエレクトロニクス推進事業	カー・エレクトロニクスセンター	
		人材育成事業	カー・エレクトロニクスセンター	
		研究開発事業	カー・エレクトロニクスセンター	
		ロボット開発支援推進運営事業	ロボット開発支援部	
		半導体産業振興事業		
		半導体産業創出事業	半導体技術センター	
人材育成事業		半導体技術センター		
新アプリケーション創出事業		半導体技術センター		
産業連携推進事業（産学連携ネットワーク基盤形成事業）				
情報収集・発信		産学連携課		
研究者情報		産学連携課		
CD-ROM		産学連携課		
産学連携システム運営		産学連携課		
産業連携推進事業（産学交流促進事業）				
産学交流サロン運営事業		産学連携課		
展示会出展		産学連携課		
環境・エネルギー産業振興事業		事業推進課		

【運営費補助金の一覧】

所管	補助金等名称	事業内訳	FAIS 担当部署
新産業振興課	北九州産業学術推進機構補助金	北九州産業学術推進機構補助金	各事業担当部署
		大学間連携促進事業	
		留学生支援事業（留学生住宅費助成金）	
		研究基盤整備推進事業	
		産学連携推進事業	
		イノベーションシステム整備事業	
		北九州技術移転機関（北九州 TLO）運営事業	
		ロボット開発支援推進事業	
		カーエレクトロニクス拠点推進事業	
		半導体技術推進事業	
		北九州知的所有権センター運営事業	
		ベンチャー振興事業	
		財団管理運営費	
		中小企業支援センター運営費	
		留学生支援事業	留学生
北九州学術研究都市奨学金給付事業補助金			
		北九州学術研究都市留学生支援事業	留学生

このように、市の3つの課からFAISへ交付される補助金は、その数も多く、対象事業も多岐に渡っている。また、事業ごとに交付される事業費補助金のほかに、FAISの人件費等に充てるため運営費補助金が交付されている。

ア. 産学官連携研究開発推進事業補助金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／新産業振興部／新産業振興課
交 付 要 綱	公益財団法人北九州産業学術推進機構産学連携事業等補助金交付要綱
交 付 目 的	<p>大学等研究機関が行う産業化を目指した研究開発事業に対して助成金を交付することにより、市の産業技術の高度化及び活力ある地域企業群の創出・育成を図ることを目的とする。</p> <p>また、市内中小企業が「学」と「官」と連携して行う、研究開発の事前調査助成（F S研究会枠）や研究開発費助成（一般枠）を実施することにより、市内中小企業の産業技術の高度化と地域経済の活性化に寄与することを目的とする。</p>
補 助 事 業 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産学連携研究開発事業（大学等研究機関向け助成金） （シーズ探索助成金：100万円以内／年、単年度） 市内大学等に対し、産業への応用可能性のある研究課題を発掘し、その課題解決方法の可能性等を調査・検討する段階に対して助成する。 （産業事業化促進助成金：500万円以内／年、最大2年間） 市内大学等に対し、事業化を目指した産学共同研究へと高めていく段階に対して助成する。 （マッチングファンド：1,000万円以内／年、最大2年間） 企業からの資金提供をベースとした具体的な産学共同研究に対して助成する。 ・ 中小企業産学官連携研究開発事業（中小企業向け助成金） （F S：100万円以内／年、単年度） 産学官にて新技術・新製品開発を行う前段階の技術的内容・市場性・経済性等に関する調査・実証などに対し助成する。 （一般枠：1,000万円以内／年、最大2年間） 産学官にて、3年程度以内の実用化・商品化を目指した新技術・新製品開発に対して助成する。
交 付 先	公益財団法人北九州産業学術推進機構
補 助 開 始 年 度	平成19年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補助金額	69,374	108,404	134,046	99,133	85,878
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	69,374	108,404	134,046	99,133	85,878
対象事業費	69,374	108,404	134,046	99,133	85,878
交付件数	1件	1件	1件	1件	1件

(ウ) 補助金等の設置の背景

本補助金は、大学等研究機関が行う産業化を目指した研究開発事業に対して助成金を交付することにより、市の産業技術の高度化及び活力ある地域企業群の創出・育成を図ること、また、市内中小企業が「学」と「官」と連携して行う、研究開発の事前調査助成（F S研究会枠）や研究開発費助成（一般枠）を実施することにより、市内中小企業の産業技術の高度化と地域経済の活性化に寄与することを目的として、平成19年度より開始された。

産学連携研究開発事業（大学等研究機関向け助成金）と中小企業産学官連携研究開発事業（中小企業向け助成金）から構成される。

(エ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

監査の意見は「サ.公益財団法人北九州産業学術推進機構の補助金等に関する意見」に記載している。

イ.ベンチャー総合支援事業補助金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／新産業振興部／新産業振興課
交 付 要 綱	公益財団法人北九州産業学術推進機構ベンチャー企業育成補助金交付要綱(F A I S から企業等に補助金を交付する際の要綱)
交 付 目 的	市内インキュベーション施設に入居するベンチャー企業や施設卒業企業等に対して総合的に企業成長支援を実施し、ベンチャー企業の育成・成長を図ることを目的とする。
補 助 事 業 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチャー企業育成事業 ベンチャー企業等の事業拡大、人材育成、販売促進経費等に関する経費補助を行う。 ・インキュベーション・マーケティング調査事業 自社商品やサービスのグローバル性や市場性等について、民間シンクタンク等を活用し、調査する経費補助を行う。 ・インキュベーション・マネージャー配置事業 支援対象企業の成長支援のため、企業支援人材であるインキュベーション・マネージャー（以下「IM」という。）を配置するための補助を行う。 ・インキュベーション室助成事業 独創的な技術やビジネスモデルを持つ起業家に対し、低廉な賃料でビジネスの場を提供するための補助を行う。
交 付 先	公益財団法人北九州産業学術推進機構
補 助 開 始 年 度	平成 20 年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	—	24,713	22,826	21,904	22,096
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	—	24,713	22,826	21,904	22,096
対象事業費	—	24,713	22,826	21,904	22,096
交 付 件 数	—	1 件	1 件	1 件	1 件

(ウ) 補助金等の設置の背景

本補助金は、市内インキュベーション施設に入居するベンチャー企業や施設卒業企業等に対して総合的に企業成長支援を実施し、ベンチャー企業の育成・成長を図ることを目的として、平成 20 年度から開始された。

事業実施主体である F A I S において実施される事業は以下の 4 項目である。

- ・ベンチャー企業育成事業
- ・インキュベーション・マーケティング調査事業
- ・インキュベーション・マネージャー配置事業
- ・インキュベーション室助成事業

(エ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

監査の意見は「サ.公益財団法人北九州産業学術推進機構の補助金等に関する意見」に記載している。

ウ. 先導的低炭素化技術拠点形成事業補助金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／新産業振興部／新産業振興課
交 付 要 綱	公益財団法人北九州産業学術推進機構産学連携事業等補助金交付要綱
交 付 目 的	<p>本市では、環境未来都市をはじめ「環境」をキーワードにした様々な施策を重点的に推進しているところであり、これらの取り組みを技術開発面からサポートし、「低炭素化技術の研究拠点の形成」と「低炭素化を軸にした地域産業の振興」を図るため、本市における今後の低炭素化技術研究の方向性を示す戦略指針を平成 23 年 1 月に策定した。</p> <p>この戦略指針に基づいた取り組みを推進するため、具体的な研究開発プロジェクトの企画・創出及び研究開発プロジェクトへの総合的な支援を行うことを目的とする。</p>
補 助 事 業 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・環境未来イノベーションコンソーシアム形成推進事業 先導的低炭素化技術研究戦略会議の開催 ・研究開発プロジェクト創出事業 研究会の企画・運営、技術調査 ・ビジネスモデル調査事業 市場調査や技術動向調査を行い、事業化の可能性を検証する事業に対する助成 ・重点研究プロジェクト推進事業 基礎研究を終了し、将来的な実証化・事業化を目指した研究開発に対する助成 ・ミニ実証事業 本格的な社会実証を行う前段階の比較的小規模な実証により、実効性を検証するプロジェクトに対する助成
交 付 先	公益財団法人北九州産業学術推進機構
補 助 開 始 年 度	平成 22 年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補助金額	—	—	—	70,709	83,545
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	—	—	—	70,709	83,545
対象事業費	—	—	—	70,709	83,545
交付件数	—	—	—	1 件	1 件

(ウ) 補助金等の設置の背景

市では、環境未来都市をはじめ「環境」をキーワードにした様々な施策を重点的に推進している。これらの取組を技術開発面からサポートし、「低炭素化技術の研究拠点の形成」と「低炭素化を軸にした地域産業の振興」を図るため、市における今後の低炭素化技術研究の方向性を示す戦略指針を平成 23 年 1 月に策定した。

この戦略指針に基づいた取組を推進するため、具体的な研究開発プロジェクトの企画・創出及び研究開発プロジェクトへの総合的な支援を行うことを目的として、平成 22 年度から補助金の交付が開始された。

事業の実施主体である F A I S が実施する事業は以下の 5 項目である。

- ・ 環境未来イノベーションコンソーシアム形成推進事業
- ・ 研究開発プロジェクト創出事業
- ・ ビジネスモデル調査事業
- ・ 重点研究プロジェクト推進事業
- ・ ミニ実証事業

(エ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

監査の意見は「サ. 公益財団法人北九州産業学術推進機構の補助金等に関する意見」に記載している。

エ. 公益財団法人北九州産業学術推進機構補助金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／新産業振興部／新産業振興課
交 付 要 綱	公益財団法人北九州産業学術推進機構産学連携事業等補助金交付要綱
交 付 目 的	北九州学術研究都市における大学間連携事業や産学連携事業等を効率的・効果的に進めるとともに、北九州地域の中小企業を総合的に支援することにより、地域産業の高度化や新たな産業の創出・育成を図ることを目的とする。
補 助 事 業 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学間連携促進等事業 学術研究都市のメリットを最大限に活かすため、大学間連携を促進するとともに、全国に向けての学術研究都市PRや市民との交流事業を行う。 ・ 産学連携推進事業 産学連携の各種情報を発信し緊密なる連絡体制を構築する。産学の研究会を創設し、地域経済活性化のために先端的技術分野における事業可能性・達成手段等の検討を行い、具体的共同研究プロジェクトに発展させる。 ・ 財団の管理運営等
交 付 先	公益財団法人北九州産業学術推進機構
補 助 開 始 年 度	平成 13 年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	634,568	583,661	407,747	346,214	324,660
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	634,568	583,661	407,747	346,214	324,660
対象事業費	1,127,425	1,078,720	893,252	936,454	890,646
交 付 件 数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件

(ウ) 補助金等の設置の背景

市は、北九州学術研究都市における大学間連携事業や産学連携事業等を効率的・効果的に進めるとともに、北九州地域の中小企業を総合的に支援することにより、地域産業の高度化や新たな産業の創出・育成を図ることを目的として、事業の実施主体であるFAISに対し、設立当初の平成13年度から補助金の交付を開始した。

本補助金の対象経費は、大学間連携促進事業、留学生支援事業（住宅費助成）、研究基盤整備推進事業、産学連携推進事業、イノベーションシステム整備事業、北九州技術移転機関（TLO）運営事業、ロボット開発支援推進事業、カーエレクトロニクス拠点推進事業、半導体技術推進事業、北九州知的所有権センター運営事業、ベンチャー振興事業、財団管理運営費及び中小企業支援センター運営費に係る経費で、その内容は主に人件費である。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

監査の意見は「サ.公益財団法人北九州産業学術推進機構の補助金等に関する意見」に記載している。

オ. 北九州学術研究都市奨学金給付事業補助金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／新産業振興部／新産業振興課
交 付 要 綱	公益財団法人北九州産業学術推進機構産学連携事業等補助金交付要綱
交 付 目 的	北九州学術研究都市に進出した大学院に在籍する学生に経済的支援を行い、もって本学術研究都市における学術研究活動の援助と産学連携活動の促進に資することを目的とする。
補助事業概要	北九州学術研究都市に進出した大学院に在籍する学生に奨学金を給付するもの。
交 付 先	公益財団法人北九州産業学術推進機構
補助開始年度	平成 15 年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
対象事業費	15,300	12,900	17,700	18,250	16,500
交 付 件 数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件

(ウ) 補助金等の設置の背景

本補助金は、北九州学術研究都市に進出した大学院に在籍する学生に経済的支援を行い、もって北九州学術研究都市における学術研究活動の援助と産学連携活動の促進に資することを目的として、平成 15 年度に開始された。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

監査の意見は「サ. 公益財団法人北九州産業学術推進機構の補助金等に関する意見」に記載している。

カ. 北九州学術研究都市留学生支援事業補助金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／新産業振興部／新産業振興課
交 付 要 綱	公益財団法人北九州産業学術推進機構産学連携事業等補助金交付要綱
交 付 目 的	「アジアの中核的な学術研究拠点」を目指す北九州学術研究都市には、海外からの多数の留学生が在学中である。 留学生に対する支援事業を促進することにより、北九州学術研究都市のより一層の周知を図ると共に、もって北九州学術研究都市への留学生の更なる集積を目指すことを目的とする。
補 助 事 業 概 要	北九州学術研究都市の大学院に在籍する修士課程の留学生で、日本企業へ就職を希望する者に対し、就職活動に対する支援（セミナーの開催等）を通じ、市内企業等への就職につながるグローバル人材の育成を推進する。 ・ビジネス日本語教育事業 講義等。 ・就職支援事業 セミナー、カウンセリング、エントリーシートの添削等。
交 付 先	公益財団法人北九州産業学術推進機構
補 助 開 始 年 度	平成 23 年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	—	—	—	—	2,141
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	—	—	—	—	2,141
対象事業費	—	—	—	—	2,141
交 付 件 数	—	—	—	—	1 件

(ウ) 補助金等の設置の背景

本補助金は、国からの受託事業である「高度専門留學生育成事業（アジア人財資金構想）」と並行し、北九州学術研究都市の大学院に在籍する修士課程の留學生で、日本企業へ就職を希望する者への、就職活動に対する支援（セミナーの開催等）を通じ、市内企業等への就職につながるグローバル人材の育成を推進することを目的として、平成 23 年度から開始された。

事業主体である F A I S における実施事業は次のとおりである。

- ・ ビジネス日本語教育事業
- ・ 就職支援事業（セミナー、カウンセリング、エントリーシートの添削等）

(エ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

監査の意見は「サ. 公益財団法人北九州産業学術推進機構の補助金等に関する意見」に記載している。

キ. 知的クラスター（第Ⅱ期）推進事業補助金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／新産業振興部／新産業振興課
交 付 要 綱	公益財団法人北九州産業学術推進機構産学連携事業等補助金交付要綱
交 付 目 的	知的クラスター創成事業（第Ⅰ期）における技術の成果を発展的に継承しつつ、次世代の自動車やロボット等産業の具体的なアプリケーション分野を見据え、技術の高度化と産業構造の変革を促進する知的基盤とイノベーションの仕組みづくりを推進することを目的とする。
補 助 事 業 概 要	文科省「知的クラスター創成事業」を活用し、福岡・北九州・飯塚地域の研究テーマ22テーマのうち、13テーマについて、技術移転、事業化などの促進を図るとともに、研究成果の権利化を推進する。また、クラスター形成に資する人材を育成するため、半導体応用技術講座を実施する。
交 付 先	公益財団法人北九州産業学術推進機構
補 助 開 始 年 度	平成 19 年度から平成 23 年度まで

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	20,557	22,155	33,254	31,960	30,782
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	20,557	22,155	33,254	31,960	30,782
対象事業費	20,557	22,185	33,340	32,307	31,050
交 付 件 数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件

(ウ) 補助金等の設置の背景

平成 13 年 3 月に閣議決定された第 2 期科学技術基本計画において、地域における「知的クラスター」の形成の促進が位置付けられ、さらに、第 3 期科学技術基本計画（平成 18 年 3 月閣議決定）においても、クラスター形成の進捗状況に応じ、世界レベルのクラスターとして発展可能な地域に重点的な支援を行うことされた。

「知的クラスター」とは、地域のイニシアティブの下で、地域において独自の研究開発テーマとポテンシャルを有する大学をはじめとした公的研究機関等を核とし、地域内外から企業等も参画して構成される技術革新システムをいう。

文部科学省では、このような「知的クラスター」を創成し、地域経済の活性化を図ることを目的として、平成 14 年度から「知的クラスター創成事業」を実施している。

F A I S では、知的クラスター創成事業を活用し、福岡・北九州・飯塚地域の研究テーマ 22 テーマのうち 13 テーマについて、技術移転、事業化などの促進を図るとともに、研究成果の権利化を推進した。また、クラスター形成に資する人材を育成するため、半導体応用技術講座を実施した。

なお、平成 23 年度は、知的クラスター創成事業第Ⅱ期（平成 19 年度から平成 23 年度）の最終年度に該当する。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

監査の意見は「サ. 公益財団法人北九州産業学術推進機構の補助金等に関する意見」に記載している。

ク. 知的財産活用促進事業補助金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／新産業振興部／新産業振興課
交 付 要 綱	公益財団法人北九州産業学術推進機構産学連携事業等補助金交付要綱
交 付 目 的	<p>1 北九州知的所有権センター運営支援事業 地域企業の新技術・新製品開発や新たな特許の取得を促進することを目的とする。</p> <p>2 有望技術重点移転支援事業 民間機関のノウハウやネットワークを活用し、全国展開が見込まれる有望な研究成果の技術移転を推進することを目的とする。</p>
補 助 事 業 概 要	<p>1 公益財団法人北九州産業学術推進機構が事業主体である「北九州知的所有権センター」が、知的財産権の活用及び普及・啓発を図り、独自の新技術・新製品を持つ中小・ベンチャー企業を創出・育成する。</p> <p>2 公益財団法人北九州産業学術推進機構が事業主体である「北九州TLO」が保有する知的財産の評価等を行うことにより、全国展開が見込まれる技術シーズのうち、有望な知的財産を全国市場に技術移転する。</p>
交 付 先	公益財団法人北九州産業学術推進機構
補 助 開 始 年 度	平成 23 年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	—	—	—	—	8,271
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	—	—	—	—	8,271
対象事業費	—	—	—	—	8,274
交 付 件 数	—	—	—	—	1 件

(ウ) 補助金等の設置の背景

当該補助事業は、次の2つの事業から構成される。

・北九州知的所有権センター運営支援事業

F A I Sが事業主体である「北九州知的所有権センター」が、知的財産権の活用及び普及・啓発を図り、独自の新技术・新製品を持つ中小・ベンチャー企業を創出・育成するため、平成23年度から補助金を交付している。なお、平成22年度以前は市の委託契約として事業を実施していたが、平成23年度より補助事業に変更となった。

・有望技術重点移転支援事業

F A I Sが事業主体である「北九州TLO」が保有する知的財産の評価等を行うことにより、全国展開が見込まれる技術シーズのうち、有望な知的財産を全国市場に技術移転することを目的として、平成23年度より補助金を交付している。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

監査の意見は「サ.公益財団法人北九州産業学術推進機構の補助金等に関する意見」に記載している。

ケ. 海外連携プロジェクト助成等事業補助金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／新産業振興部／新産業振興課
交 付 要 綱	公益財団法人北九州産業学術推進機構産学連携事業等補助金 交付要綱 (次の要綱は、F A I S から大学等へ補助金等を交付する際 の要綱である) アジアの大学との科学技術共同研究開発助成金交付要綱 海外連携プロジェクト助成等 共同研究開発助成金交付要綱 海外連携プロジェクト助成 研究拠点助成金交付要綱
交 付 目 的	北九州学術研究都市進出大学と海外大学との共同研究支援、 及び近隣アジア諸国のサイエンスパークとの交流促進によ り、アジアの中核的学術研究拠点を目指し、海外の優秀な頭 脳の集積を図ることを目的とする。
補 助 事 業 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同研究開発助成金（短期） アジアの大学との共同研究を行う北九州学術研究都市の研 究者に、共同研究開発費等の2分の1以下の助成を行う。 ・ 共同研究開発助成金（長期） 事業化・製品化の可能性が高いものや、地域産業との連携 等将来有望と考えられるプロジェクトについての助成。 ・ 海外大学等研究ラボ助成 北九州学術研究都市の大学と共同研究をおこなう海外の大 学に対し、北九州学術研究都市内施設借り上げ相当額等の 助成を行う。 ・ 海外のサイエンスパークとの交流・調査事業 交流協定を締結した海外テクノパークとの交流の具体化検 討、ならびに中国・韓国等の新規協定先の調査の実施。 ・ 環境技術開発国際連携支援事業 北九州地域にある大学、研究機関等の研究者が、北九州学 術研究都市内に研究拠点を有する海外の大学等の研究者と 行う共同研究開発事業に対する助成。
交 付 先	公益財団法人北九州産業学術推進機構
補 助 開 始 年 度	平成 18 年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	43,560	50,926	44,494	42,033	41,260
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	43,560	50,926	44,494	42,033	41,260
対象事業費	43,560	50,926	44,494	42,033	41,260
交 付 件 数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件

(ウ) 補助金等の設置の背景

本補助金は、北九州学術研究都市進出大学と海外大学との共同研究支援、及び近隣アジア諸国のサイエンスパークとの交流促進により、アジアの中核的学術研究拠点を目指し、海外の優秀な頭脳の集積を図ることを目的として、平成18年度から開始された。

事業の実施主体であるFAISが実施している事業は、次のとおりである。

- ・共同研究開発助成金（短期）
- ・共同研究開発助成金（長期）
- ・海外大学等研究ラボ助成
- ・海外のサイエンスパークとの交流・調査事業
- ・環境技術開発国際連携支援事業

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 共同研究ラボ助成における稼働率の低い助成対象オフィスに対する補助の必要性について（必要性－意見）学術-ケ

海外大学等研究ラボ助成における助成対象オフィス1件について、殆ど利用されていないものがあった。稼働率が低く、補助金を交付することによる効果が期待できない場合には、当該オフィスに対する補助金の交付の必要性、妥当性につき検討することが望まれる。

<内容>

海外大学等研究ラボ助成は、北九州学術研究都市の大学と共同研究をおこなう海外の大学に対し、共同研究の拠点オフィスに係る北九州学術研究都市内施設借上相当額等の助成を行うものである。具体的には、居室使用料、光熱水費、通信費などについて助成を行う。

海外大学等研究ラボ助成における助成対象1件について、補助対象となっているオフィスが殆ど利用されていない状況のものがあった。電気代や電話代等が基本料金程度しか発生していない状況からみても、稼働率の低さは明らかである。

このように、オフィスの稼働率が低く、補助金を交付することによる効果が期待できない場合には、当該オフィスに対する補助金の交付の必要性、妥当性につき検討することが望まれる。

なお、他補助金と共通する監査の意見は「サ. 公益財団法人北九州産業学術推進機構の補助金等に関する意見」に記載している。

コ. 新産業創出研究開発強化事業補助金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／新産業振興部／新産業振興課
交 付 要 綱	公益財団法人北九州産業学術推進機構産学連携事業等補助金交付要綱
交 付 目 的	北九州学術研究都市を中心とした知的基盤が生み出す研究成果等と、北九州市に集積しているものづくり企業の高い技術を活用し、専門人材の育成や産学連携による研究開発の促進を図ることを目的とする。
補 助 事 業 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・カーエレクトロニクス拠点化整備推進事業 人材育成事業、研究開発事業、カー・エレクトロニクスセンター運営 ・ロボット産業振興事業 市内発ロボット創生事業、実証化・事業化支援、人材育成事業 ・半導体産業振興事業 新アプリケーション創出事業、半導体産業創出事業、人材育成事業 ・産学連携推進事業 産学連携ネットワーク基盤形成事業、産学交流促進事業 ・環境・エネルギー産業振興事業 プロジェクト創出型研究会運営事業
交 付 先	公益財団法人北九州産業学術推進機構
補 助 開 始 年 度	平成 23 年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	—	—	—	—	89,148
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	—	—	—	—	89,148
対象事業費	—	—	—	—	89,148
交 付 件 数	—	—	—	—	1 件

(ウ) 補助金等の設置の背景

本補助金は、北九州学術研究都市を中心とした知的基盤が生み出す研究成果等と、市に集積しているものづくり企業の高い技術を活用し、専門人材の育成や産学連携による研究開発の促進を図ることを目的として、平成 23 年度から開始された。

事業の実施主体である F A I S において実施される事業は、次のとおりである。

- ・カーエレクトロニクス拠点化整備推進事業
- ・ロボット産業振興事業
- ・半導体産業振興事業
- ・産学連携推進事業
- ・環境・エネルギー産業振興事業

(エ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

監査の意見は「サ. 公益財団法人北九州産業学術推進機構の補助金等に関する意見」に記載している。

サ. 公益財団法人北九州産業学術推進機構の補助金等に関する意見

① 補助金ごとの交付要綱の整備について（合規性―意見）学術-サ①

新産業振興課所管のF A I S 向け補助金に関する交付要綱は、全体を対象とした「公益財団法人北九州産業学術推進機構産学連携事業等補助金交付要綱」が定められているのみで、補助金ごとに定められたものではない。補助金ごとに要綱が整備されていないと、補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等が明確でないため、補助金の申請及び実績報告に対する適切な審査が実施できない。したがって、補助金ごとに交付要綱を作成することが望まれる。

<内容>

これらの補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた補助金ごとの交付要綱が作成されていない。

要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。

補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。

確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。しかし、補助金の使途や事業の成果を適切に審査するためには、補助の対象事業及び対象経費が特定されている必要があり、これらは「北九州市補助金等交付規則」又は「公益財団法人北九州産業学術推進機構産学連携事業等補助金交付要綱」に定められていないため、補助金ごとの交付要綱に定めることが望まれる。

② 補助金の整理統合の検討について（有効性等―意見）学術-サ②

ひとつの補助金で複数の事業を対象としたり、類似した事業に対して別々の補助金が交付されるなど、補助金と事業の関係が複雑になっており、また、事業費補助に加えて運営費補助も交付されているため、補助金制度の整理統合等の見直しが望まれる。

<内容>

F A I S に対する補助金の中には、ひとつの補助金の中に、複数の事業を対象にしているものが存在する。例えば、新産業創出研究開発強化事業補助金は、カーエレクトロニクス拠点化整備推進事業、ロボット開発支援推進運営事業、半導体産業振興事業、産業連携推進事業及び環境・エネルギー産業振興事業の大きく分けて5つの事業を補助の対象としている。

また、事業の内容をみてみると、類似した事業に対して別々の補助金が交付されている場合もある。例えば、ビジネスチャンス拡大支援事業補助金と中小企業支援センター特定支援事業補助金が対象とする事業については、中小企業に対する専門家による相談、支援、販売促進活動等といった点で類似した事業が含まれている。

さらに、事業費補助金とは別の補助金として、事業に係る人件費等に充てるため運営費補助金が交付されている。

現状では、補助金の交付による成果・効果を、それぞれの事業単位で測定することは困難であると考えられる。また、補助対象となる事業内容・活動内容に重複が生じる可能性もある。さらに、補助金の所管部署が複数になるため、F A I Sの弾力的な運営が困難になると考えられる。

補助金交付の事業単位を集約するなど、補助金と対象事業の関連を分かりやすく整理し、また、その事業補助金の中に運営費補助金も含めるなど、補助金制度の整理統合等の見直しが望まれる。

(4) 中小企業等の技術開発に対する補助金等

ア. 環境未来技術開発助成事業補助金

(7) 概要

所 管 部 署	環境局／環境未来都市推進室
交 付 要 綱	北九州市環境未来技術開発助成金交付要綱 北九州市環境未来技術開発助成金交付要領 北九州市環境未来技術検討会の開催に関する要綱
交 付 目 的	循環型経済社会及び低炭素社会の実現に向け、市内における環境未来技術の開発を支援することにより、環境産業の振興を図り、我が国ひいては世界的な環境分野の課題の解決に先導的役割を果たすことを目的とする。
補 助 事 業 概 要	新規性、独自性、実現性の高い「環境技術」の研究に対して研究開発費の一部を助成する。 <ul style="list-style-type: none"> ・実証研究（廃棄物処理・リサイクル技術、環境保全技術、環境に配慮した製品開発技術、新エネルギー・省エネルギー技術など環境技術の研究開発） 対象期間：最長3年間 補助金額：1,000万円以内 ・社会システム研究（環境産業の展開において重要となる原料の確保や物品の流通など循環型経済社会及び低炭素社会の実現に向けた社会経済システムの研究開発） ・F S（フィージビリティスタディ）研究（実証研究を行う前段階としての技術的内容、市場性、経済性、アジア展開等の調査・研究） 対象期間：原則1年間 補助金額：200万円以内 <p>※市内中小企業が中心の場合、対象経費の3分の2以内、市内教育研究機関が市内中小企業と共同で実施（実証研究を除く）の場合3分の2以内、その他は3分の1以内若しくは2分の1以内</p>
交 付 先	市内中小企業、市内大学等の事業者
補 助 開 始 年 度	平成15年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補助金額	112,269	99,114	90,058	82,722	84,192
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	112,269	99,114	90,058	82,722	84,192
対象事業費	300,655	199,448	170,055	131,193	146,903
交付件数	17 件	13 件	18 件	16 件	17 件

(ウ) 補助金等の設置の背景

市は、循環型経済社会・低炭素社会の実現に向け、環境産業の振興を図り、環境分野の課題の解決に先導的役割を果たすことを目的として、環境未来税を財源とした「北九州市環境未来技術開発助成制度」を実施している。

環境未来税とは、「環境未来都市」の創造に向け、市が取り組んでいる廃棄物処理の適正化やエコタウン事業などの環境施策を積極的に推進するための持続的で安定的な財源を確保することを目的とする法定外目的税である。

環境未来税は、産業廃棄物の最終処分である埋立てに課税され、その税収を様々な環境施策の費用の一部に充てている。

環境未来技術開発助成制度は、新規性、独自性に優れ、かつ実現性の高い環境技術の実証研究等に対して、その研究開発費を助成することにより、市内中小企業等に技術開発の機会を提供するとともに、本市における環境分野の技術の集積を図るものである。

また、次の3分野を重点分野とし、優先的に採択することとされている。

1. 希少金属・資源のリサイクル研究
2. バイオマスの活用研究
3. 新エネルギー・省エネルギー及び工場廃熱等未利用エネルギーの導入・普及研究

なお、平成23年度末時点において、平成15年度から平成23年度までに助成した86件中14件(16%)、実証研究については51件中12件(24%)が既に事業化されているとのことである。

(イ) 監査の結果

① 変更承認申請手続の未実施について(合規性—指摘)技術-A(指)

補助対象となる研究に携わっている研究者が、交付申請者である会社とは別の会社に就職した後も、助成対象経費とされている。しかし、事業計画にある研究従事者の変更申請手続がなされていなかった。市は気付いた時点で、補助金の対象として適切であるかを検討し、事後的であれ、変更申請の手続を求める必要がある。

<内容>

環境未来技術開発助成金交付要綱第6条によると「市長は、助成金の交付の申請のあった者のうち、第4条各号に掲げる要件をすべて備えた者に対して、予算の範囲内で助成金を交付することができる。」とされている。

本件の場合、研究代表者として有限会社A（以下「A社」という。）により交付申請がなされて、交付決定されている。

助成対象経費には、A社に雇用され、当該助成対象となる研究に従事していたBの人件費が含まれている。

しかし、Bは、助成期間中である平成24年2月10日付けでA社を退職し、新たに助成終了後の事業化に向けてA社が設立した株式会社C（以下「C社」という。）に平成24年2月11日から雇用されているが、A社退職後である平成24年2月21日から29日までの期間における人件費についても助成対象経費として実績報告がなされている。

市によれば、C社就職後も当該助成の対象となる研究に従事していたとのことである。（C社は所在地及び代表者がA社と同じ）

しかし、C社は交付決定時には補助対象とされていないため、C社及びC社に雇用されるBを補助対象とするためには、事業計画の内容の変更を行うことが必要である。

北九州市環境未来技術開発助成金交付要綱第16条第1項には、次のとおり、計画の変更にあたっては、市長の承認を受けなければならないとされている。

【交付要綱第16条】

（助成対象研究開発の変更及び中止）

第16条 研究者は、助成対象研究開発を変更又は中止しようとするときは、変更にあつては北九州市環境未来技術開発助成次行変更申請書を、（中略）あらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならない。

本件のように、交付決定に係る事業計画の内容の一部が変更される場合は、あらかじめ事業計画の変更承認手続を実施させる必要がある。

(オ) 監査の意見

監査の意見は「ウ. 中小企業等の技術開発に対する補助金等に関する意見」に記載している。

イ. 中小企業技術開発振興助成金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／地域産業振興部／中小企業振興課
交 付 要 綱	北九州市中小企業技術開発振興助成金交付要綱
交 付 目 的	市内中小企業の技術開発力の向上及び技術集約型産業への転換を推進することを目的とする。
補助事業概要	<p>新技術・新製品の開発を行う中小企業者等からの申請を受け、開発案件に新規性、市場性等が認められるものに対し、研究開発に必要な経費の一部を助成する。</p> <p>厳しい経営環境の中、将来の収益の柱となるべき新技術・新製品の開発を支援し、競争力強化、高付加価値化を促進することにより、地域経済を支える中小企業の育成を図るものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成額 助成対象経費の3分の2に相当する額以内 (創業5年未満の場合は4分の3に相当する額以内) ・限度額 500万円
交 付 先	北九州市内に事業所を有する中小企業者又は中小企業団体
補助開始年度	昭和59年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
補助金額	40,540	42,870	39,710	23,760	27,520
(財源内訳)					
国、県	—	—	—	—	—
基金運用益	3,079	3,205	2,739	2,681	1,313
一般財源	37,461	39,665	36,971	21,079	26,207
対象事業費	64,304	64,305	59,491	35,869	62,591
交付件数	9件	11件	10件	6件	6件

(ウ) 補助金等の設置の背景

市は、中小企業等の育成のため、中小企業技術開発振興助成金を交付している。

助成金の交付に当たっては、北九州市中小企業技術開発振興助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び北九州市中小企業技術開発振興助成金交付要領（以下「交付要領」という。）に基づき交付されている。

交付要領には、次のとおり対象とする研究開発が定められている。

【交付要領別表第1 対象とする研究開発】

産業部門	1	機械器具又は装置の省力化、高性能化又は自動化のための研究開発
	2	新物質又は新材料の研究開発
	3	新製品の研究開発
	4	生産、加工又は処理のための新技術の研究開発
	5	新システム又は新工法の研究開発
資源・エネルギー部門	1	未利用資源・エネルギーの研究開発
	2	代替資源・エネルギーの研究開発
	3	資源・エネルギー使用の効率化のための研究開発
安全・福祉・社会開発部門	1	安全性向上、福祉又は医療機器の研究開発
	2	都市開発、情報処理、物流システム又は教育の研究開発
公害防止部門	1	公害防止技術の研究開発
	2	廃棄処理又は廃棄物再生利用のための研究開発
その他市長が特に必要と認める研究開発		

※出所「交付要領」

事業の採択に当たっては、学識経験者等による検討会において専門的な検討を行ったうえで決定されており、助成後も毎年追跡調査が実施され、必要に応じ成果報告等が求められている。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

監査の意見は「ウ. 中小企業等の技術開発に対する補助金等に関する意見」に記載している。

ウ. 中小企業等の技術開発に対する補助金等に関する意見

① 他の補助金との統合又はすみ分け並びに制度運用に係る窓口及び審査機関の一元化等の検討について（有効性等－意見）技術-ウ

これらの補助金については産業経済局所管の技術開発に関する補助金と目的が類似しているため、これらについて整理し、補助金自体の統合又はすみ分けの検討に加え、窓口及び審査機関の一元化等運用面での効率化を検討することが望まれる。

<内容>

市及び市の外郭団体（公益財団法人北九州産業学術推進機構）が交付する中小企業等に対する環境分野における研究開発に関する補助金としては、次のようなものがある。

【中小企業等に対する研究開発補助金の比較】

制度	中小企業技術開発振興助成金	環境未来技術開発助成金	中小企業産学官連携研究開発事業
窓口	市産業経済局 中小企業振興課	市環境局 環境未来都市推進室	公益財団法人北九州産業学術推進機構 (助成財源は市が補助金として交付)
概要	新技術、新製品等の開発への助成	環境技術の研究に対する助成	産学官が連携した研究開発に対する助成
対象者	市内に事業所を有する中小企業者又は中小企業団体	<実証研究> 北九州エコタウン実証研究エリア内で実証研究を行う者（原則） <社会システム研究> 市内に事業所を置く企業又はしない企業と共同で研究開発を行う者 <FS 研究> 市内に事業所を置く企業又は市内企業と共同で研究開発を行う市内の者	市内の中小企業 (大学や高専等の参加が必須)
助成額	500 万円以内	<実証研究> 1,000 万円以内/年 <実証研究以外> 200 万円以内/年	<一般枠> 700 万円以内/年 (特段の事情がある場合は1,000 万円まで申請可) <FS 研究会枠> 100 万円以内
助成率	対象経費の 2/3 以内、 創業 5 年未満の場合は 3/4 以内	市内中小企業が中心の場合、 対象経費の 2/3 以内 市内教育研究機関が市内中小企業と共同で実施（実証研究を除く）の場合 2/3 以内、 その他は 1/3 以内若しくは 1/2 以内	対象経費の範囲内

制度	中小企業技術開発振興助成金	環境未来技術開発助成金	中小企業産学官連携研究開発事業
助成期間	1年以内	<実証研究> 3年以内 <実証研究以外> 1年以内	<一般枠> 2年以内 <FS研究会枠> 1年以内
H23年度助成実績	16件応募 6件採択 計 27,520 千円	25件応募 17件採択 計 84,192 千円	13件応募 8件採択 計 43,470 千円
その他		研究者は中小企業技術開発振興助成金及び中小企業産学官連携事業の助成を受けることができない。(H24年度から低炭素化技術拠点形成事業も)	

※出所「平成 24 年度版北九州市中小企業支援施策活用ガイドブック」を参考に
監査人作成

このほか、中小企業に限らず、低炭素化社会の構築を目指した研究開発に対する助成制度がある。

【低炭素化技術拠点形成事業】

制度	低炭素化技術拠点形成事業		
窓口	公益財団法人北九州産業学術推進機構（助成財源は市が補助金として交付）		
概要	低炭素化社会に貢献する技術開発に助成		
	技術的内容・市場性・経済性に関する調査に助成	将来の実証化、事業化を目指す研究開発プロジェクトに助成	小規模実証により、実効性を検証するプロジェクトに助成
対象者	市内の企業又は組合 ※市外企業の場合は、別途要件に制限あり	市内の企業又は組合 ※市外企業の場合は、別途要件に制限あり	市内の企業又は組合 ※市外企業の場合は、別途要件に制限あり
助成額	200 万円以内	1,000 万円以内/年	1,000 万円以内/年
助成率	対象経費の範囲内	対象経費の範囲内 市外企業・組合の場合は 1/2 以内	対象経費の範囲内 市外企業・組合の場合は 1/2 以内
助成期間	1年以内	2年以内	2年以内
H23 年度助成実績	16 件応募 9 件採択 計 14,005 千円	4 件応募 3 件採択 計 20,000 千円	10 件応募 4 件採択 計 36,049 千円

※出所「平成 24 年度版北九州市中小企業支援施策活用ガイドブック」を参考に
監査人作成

上記の各補助制度における平成23年度の研究内容は次の表のとおりである。

【平成23年度 環境未来技術開発助成の採択内容】

制度	テーマ名	参画大学等	参画企業
環境未来 (実証研究)	自動車(建機等を含む)リチウムイオン電池のリサイクル技術の開発	北九州市立大学	日本磁力選鉱(株)
	過熱水蒸気を用いためっき樹脂リサイクルの実証研究	北九州市立大学	(株)アステック入江、(株)ナナベ、いその(株)
	レコーム-カンパステン合金スクラップと事業化	—	(株)光正
	バイオ由来の炭化水素油製造技術の商業実用化	北九州市立大学	(株)リサイクルエナジー、(株)CFP
	北九州エコタウン発一般廃棄物と廃棄物系・未利用系バイオマスの新資源化システムの構築	—	楽しい(株)、(株)エコエナジー
環境未来 (社会システム研究)	リチウムイオン電池の域内循環システムに関する研究	北九州市立大学	環境テクノス(株)、西日本オートリサイクル(株)
	乳幼児の環境学習と連動したおもちゃのリサイクルシステム構築に係る社会実験『こどもリサイクルチャレンジ』	北九州市立大学	(一社)資源循環ネットワーク、(株)ベネッセコーポレーション、(株)エコマテリアル
環境未来 (FS研究)	車載リチウムイオン電池リユース品活用による環境負荷低減及びエネルギーコスト低減を目指したシステム開発に関する研究調査	—	安川情報システム(株)、(公財)北九州市産業学術推進機構
	東南アジアにおける井戸水浄水化システムの課題調査	—	(株)いしかわエンジニアリング、石川金属工業(株)
	北九州工業地帯を中心としたバイオディーゼル燃料(BDF)の原料入手源調査及び設備費低減検討	—	新日本製鐵(株)、日鉄環境エンジニアリング(株)、マイクロ波環境化学(株)
	キレート剤に起因する浸出水中の難分解性物質の対策技術開発	福岡大学資源循環・環境制御システム研究所	(有)ジェーハック、西日本環境リサーチ(株)、(有)ジェイ環境
	無線ネットワークを用いた室内照明の節電制御システムの開発	早稲田大学	博通テクノロジー(株)
環境未来 (実証研究) <継続分>	廃繊維製品を対象とする資源循環技術の研究開発と低炭素化社会形成に向けた可視化の研究	京都工芸繊維大学大学院	(有)エス・イー・ピー、(株)チクマ、日本特殊塗料(株)
	多機能盛土構造による汚染土壌処理技術に関する実用化研究	北九州市立大学	日鉄環境エンジニアリング(株)、(有)泉商会、旭化成ジオテック(株)
	リサイクル石膏を利用した汚泥改質物等の長期環境安全性に関する実証研究	福岡大学	(株)クリーンセンター、(株)三和興業、(有)大牟田エコクリン、樋口産業(株)
	気相重合により高度な耐候性が付与された木材・プラスチック再生複合材	九州工業大学エコタウン実証研究センター	(株)エコウッド、NPO法人エコ・サポートーズ
	次世代ポリ乳酸(PTMG)の開発と進化した低炭素循環産業の北九州市への誘致	九州工業大学エコタウン実証研究センター	環境テクノス(株)、NPO法人エコ・サポートーズ

【中小企業産学官連携研究開発事業】

制度	テーマ名	参画大学等	参画企業
産学官連携 〈一般枠〉	無線電力伝送を用いた無線センサーシステムの開発	早稲田大学	吉川工業(株)
	浸炭深さの測定方法及び装置の開発	大分大学	東亜非破壊検査(株)
	防臭機能性を付与した低環境負荷型石けん系洗浄剤の開発	北九州市立大学	シャボン玉石けん(株)
	インプラントの最適設計を目的とした術前検証システムの開発	九州歯科大学、九州職業能力開発大学校	(株)ブレイン
	耐病性遺伝子発現技術に特化した高機能育苗光処理システムによる農薬代替技術に関する研究開発	北九州市立大学	(株)iTest
	画像処理による一包化薬剤の判別	早稲田大学	(株)Windy
	リアルタイム血圧計測可能な小型モバイル健康管理機器の開発	九州工業大学	(株)キットヒット、(株)ゲテックサービス
〈FS 研究会枠〉	雨水浄化システムにおける処理機構及び最適処理条件の決定	北九州市立大学	前田興業(株)

【低炭素化技術研究拠点形成事業】

制度	テーマ名	代表研究機関
低炭素化 〈ビジネスモデル調査事業〉	高分子を混合した環境配慮型素材（塗料）の開発	(株)モブ
	透水型自然土固化舗装材による健康・低炭素街区の形成における高付加価値実証研究	日本乾溜工業(株)
〈低炭素半導体・エレクトロニクスビジネスモデル調査事業〉	水産用電源一体化・軽量 LED 水中灯の研究開発	福電資材(株)
	発電所向け特殊用途証明用高輝度 LED モジュールの作製	(株)STEQ
	船舶の省電力化に伴う船舶法定船灯 LED 化の調査・研究	(株)マリテック
	効率的な放熱設計と構造設計による超コンパクトな高輝度 LED 型投光器の商品化研究	(株)豊光社
	省エネルギー型無人水中観測システムの開発	(株)ブラテック
	無線通信を利用した農業 ICT、電力監視制御による省電力化に関する研究開発	佐鳥電機(株)
	パワージェンレーザ(UV)-LED 光照射による水質浄化システム開発	日本プライス・マネジメント合同会社
〈重点研究プロジェクト推進事業〉	【継続】次世代蓄電池における電力最適化を支援する制御装置の開発	安川情報システム(株)
	資源・エネルギーの高効率利用による低炭素社会の実現に資する低コストリチウムイオン二次電池用の長寿命・高容量マンガンスピネル正極材の開発	日揮触媒化成(株)
	介護現場での排泄処理の肉体的・精神的負担を一掃し、低炭素に貢献する排水圧送技術の開発	TOTO(株)
〈ミニ実証事業〉	【継続】城野地区(20ha 前後)におけるゼロ・カーボン街区の早期形成について	(株)クロキ
	流動分別式膜分離モジュールによる小規模分散型下水処理装置の開発	(株)セパシグマ
	ガリウス式水車を活用した小規模潮流発電システムの実用化に向けた実証試験	(株)九州テクリサーチ
	スパイラルコンカーバート(ヒートコア)を使用したセルフリジネーションの開発	熱産ヒート(株)

※出所「公益財団法人北九州産業学術推進機構ホームページ（平成 23 年度事業報告）」

研究開発の段階別に各補助金の対象とする範囲を整理すると次の図のとおりである。右にいくほど、より製品化に近い研究開発である。

【研究開発段階でみた各助成金の対象範囲】

段階	基礎研究	応用研究	開発	実用化	実証	製品化
	大学等の学術的領域	基礎と実用をつなぐ要素研究	具体的実用化に向けての実証研究	製品化に向けての評価検証研究	製品化に向けての実証実験	製品化
中小企業技術開発振興助成金					←————→	
環境未来技術開発助成金		← FS 研究 →		→ 社会システム研究 →		← 実証研究 (コク内) →
中小企業産学官連携技術開発事業		← FS 研究会枠 →		← 一般枠 →		
低炭素技術拠点形成事業		← ビジネスモデル調査 →		← 重点研究プロジェクト推進 →		← ミニ実証 →

※出所「公益財団法人北九州市産業学術推進機構ホームページ」を参考に監査人作成

この図をみると、各補助金の相違点は、企業規模、研究場所、対象とする研究開発の範囲、条件（大学との連携など）などであるといえる。このことは、同一の研究開発が複数の補助金に該当する可能性があると考えられる。

このため、環境未来技術開発補助金交付要綱において、次のとおり、市がここに挙げた補助金を受けたもの及び申請を行ったものについては、その重複を避けるため、対象としないとされている。

【環境未来技術開発補助金交付要綱における他の補助金等との関係】

（国、県及び関係団体から助成を受ける場合）

第7条 前条第2項の規定にかかわらず、この要綱による助成金の交付を受ける研究者が、同一の研究開発について同一年度中に国、県及び関係団体から助成又は補助等を受ける場合、当該助成又は補助等を受ける額を助成対象経費から控除する。ただし、この要綱による助成金の交付決定後、交付額を除く経費に対して、国、県及び関係団体から助成又は補助等を受ける場合は、この限りでない。

（市等の他の制度との併給制限）

第8条 研究者は、「北九州市中小企業技術開発振興助成事業」、財団法人北九州産業学術推進機構が実施する「中小企業産学官連携研究開発事業」及び「低炭素化技術拠点形成事業」の助成を受けることができない。

本補助金は、企業等の研究開発に対するものであり、その内容及び時期等は市でコントロールできるものではない。そのため、特定年度の特定補助金に将来有望な研究開発が集中する可能性がある。しかし、各補助金のメニュー間で予算枠の融通は行われているが、補助金間では行われていないため、補助金の予算枠を補正予算等で増額しない限り、これらの研究開発に対しては補助することができない可能性がある。これを、補助金を統合し、メニュー化すれば、予算枠の融通が可能となり、より柔軟な対応が可能となる。

市は、関係者のニーズを踏まえ、目的が類似している補助金について、補助金自体の統合又はすみ分け、それぞれの開発段階や対象者、研究推進体制等によるメニュー化を検討することなどが望まれる。

また、現在、産業経済局と環境局でそれぞれ申請窓口及び審査機関を設置しており、申請に係る書類及び手続も異なっている。企業等申請者における利便性の向上及び市における事務の効率化のため、中小企業に対する技術開発について審査機関を持つ公益財団法人北九州産業学術推進機構に申請窓口及び審査を一本化することなどについても検討することが望まれる。

そのことにより、対象となる研究者、企業等にとっても、ワンストップ窓口での支援を受けられることになり利便性が向上することが期待できる。

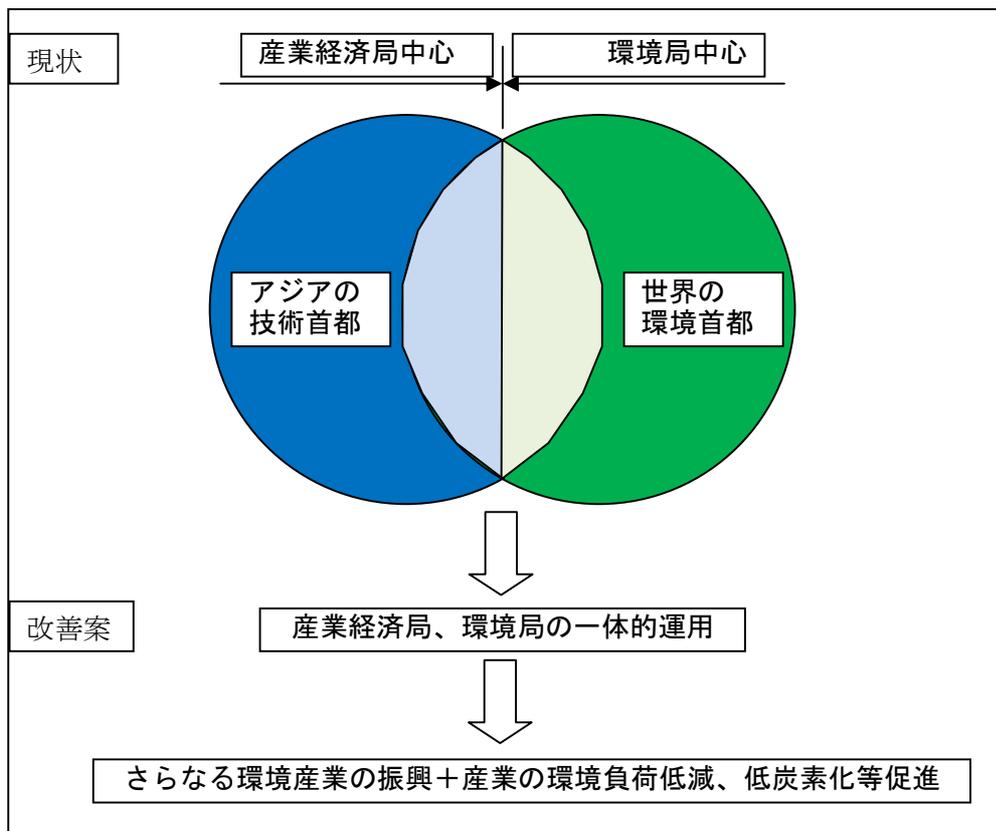
市は、都市ブランドとして「アジアの技術首都」と「世界の環境首都」を掲げている。それを図で示すと次のようになると考える。

すなわち、この2つには重なる部分があり、それが環境分野における技術開発や産業の振興、産業における環境負荷の低減や低炭素化の促進ではないかと考える。

しかし、現在は、市産業経済局や公益財団法人北九州産業学術推進機構のホームページをみると、環境局の環境未来技術開発助成制度は、同じ市の制度であるにもかかわらず、国や県等と同列で紹介されており、必ずしも全庁的に一体的な運用がなされているとはいえない状況にある。

この重なる部分は、市の強みを活かし、今後市が発展する核となりうる部分であると考えられる。については、関係部局が連携し、市として一体的に取り組むべきものであるので、統合的に運用されることを期待したい。

【2つの都市ブランドの重なる部分の運用イメージ】



(5) 北九州市社会福祉協議会に対する補助金等

■ 北九州市社会福祉協議会の概要

(7) 設立の経緯

交付対象である社会福祉法人北九州市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、北九州市における社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、昭和40年4月に設立された。

(4) 事業の概要

市社協の実施する事業は主に補助事業、受託事業、貸付事業、収益事業、指定管理受託事業であり、その概要は次のとおりである。

(1) 補助事業

事業名	補助・助成元
市・区ボランティア・市民センターの運営	市補助金、ひまわり基金（※2）
権利擁護・市民後見センターの運営	市補助金
ふれあいネットワーク事業	自主財源・ひまわり基金（※2）
民間社会福祉事業従事者共済事業	市補助金
北九州市民生委員児童委員協議会事務局の運営（※1）	市補助金
第54回大都市社会福祉施設協議会（北九州大会）の運営	市補助金、ひまわり基金（※2）

※1 各区民生委員児童委員協議会に関する事務を処理する市社協に対して補助金が交付される。

※2 ひまわり基金とは、市が管理運用するひまわり基金を財源とする補助金の交付を受けた北九州市地域福祉振興協会からの助成金のことである。

(2) 受託事業（福祉事業及び福祉施設運営、管理委託）

事業名	所管部署
ボランティア大学校運営事業	いのちをつなぐネットワーク推進課
心配ごと相談所運営事業	いのちをつなぐネットワーク推進課
福祉人材バンク運営事業	介護保険課
高齢者地域交流支援通所事業	高齢者支援課
高齢者見守りサポーター派遣事業	高齢者支援課
認知症サポーターキャラバン事業	高齢者支援課
介護サービス相談員派遣事業	介護保険課
社会貢献型「市民後見人」養成事業	高齢者支援課
地域福祉ネットワーク強化事業	いのちをつなぐネットワーク推進課

(3) 貸付事業

事業名	原資
生活福祉資金貸付	県社協事業
福祉金庫貸付	市原資貸付
生活改善等資金貸付（昭和 63 年に廃止）	市原資貸付
民間社会福祉施設整備資金貸付	市原資貸付

(4) 収益事業

事業名
駐車場の経営
書籍の販売
社協「クッキー」の販売
ウェルとばた自主公演事業チケットの販売
介護保険標準契約書の販売

(5) 指定管理受託事業

事業名	所管部署
ウェルとばた管理運営事業	いのちをつなぐネットワーク推進課
年長者研修大学校及び穴生ドーム等運営事業	高齢者支援課

(ウ) 財政状況等の推移

(単位：千円)

区分	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
収入決算額合計 (4 会計)	3,527,935	3,168,554	3,107,425	2,949,154	2,979,454
支出決算額合計 (4 会計)	3,286,440	2,911,763	2,801,066	2,638,225	2,588,732
差引剰余額	241,495	256,790	306,359	310,928	390,722

※出所 決算書「資金収支決算総括表」から金額を集計

(単位：千円)

区分	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
「純資産の部合計」 4 会計合計	412,557	413,832	460,680	469,213	566,737
一般会計	128,453	119,597	153,696	183,839	285,806
公益事業特別会計	271,880	277,722	290,367	270,219	264,025
収益事業特別会計	9,329	13,469	13,581	12,020	13,797
貸付事業特別会計	2,893	3,043	3,035	3,134	3,108
前期比増減額	58,553	1,275	46,848	8,533	97,524

※出所 決算書「貸借対照表」から金額を集計

■ 北九州市社会福祉協議会に対する補助金等の概要

市社協に対する補助金は、保健福祉局地域支援部のいのちをつなぐネットワーク推進課および高齢者支援課からそれぞれ交付されている。

平成 23 年度における市社協に対する補助金等の名称、補助金額及び所管部署の概要は、次のとおりである。

【市社協に対する補助金一覧】

(単位：千円)

補助金等名称	補助金額	所管部署
生活改善等資金貸付事業	501	いのちをつなぐネットワーク推進課
ボランティア活動促進事業補助金	37,294	いのちをつなぐネットワーク推進課
民間社会福祉事業従事者共済事業補助金	22,036	いのちをつなぐネットワーク推進課
区民生委員児童委員協議会事務運営補助金	15,639	いのちをつなぐネットワーク推進課
民間社会福祉施設設備資金貸付事業費	300	いのちをつなぐネットワーク推進課
大都市施設協議会運営補助	1,200	いのちをつなぐネットワーク推進課
社会福祉協議会補助金 (※)	231,584	いのちをつなぐネットワーク推進課
法律相談及び成年後見利用支援事業補助金	1,564	高齢者支援課
地域福祉権利擁護事業補助金	47,524	高齢者支援課
社会福祉協議会補助金 (※)	58	高齢者支援課
権利擁護・市民後見促進事業補助金	4,637	高齢者支援課
合計	362,340	

※いのちをつなぐネットワーク推進課から交付される「社会福祉協議会補助金」は団体に対する運営費補助であるのに対し、高齢者支援課から交付される「社会福祉協議会補助金」は市が委託している事業の従事者を対象とした人権研修の事業費補助である。

また、市社協はこれらの補助金のほかに、北九州市地域福祉振興協会（以下「福祉協会」という。）から、実施する事業に対して助成金（26,976 千円）の交付を受けている。

ア. 生活改善等資金貸付事業事務費補助金

(7) 概要

所 管 部 署	保健福祉局／地域支援部／いのちをつなぐネットワーク推進課
交 付 要 綱	なし
交 付 目 的	同和地区の低所得者に対して、生活改善等の資金の貸付を行うことにより、生活の改善と経済的自立の助長促進を図ることを目的とする。(昭和 63 年 3 月 31 日をもって貸付廃止)
補 助 事 業 概 要	生活改善等資金の滞納処理を行っている区社協への事務費を補助するもの。
交 付 先	社会福祉法人北九州市社会福祉協議会
補 助 開 始 年 度	昭和 48 年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	501	501	501	501	501
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	501	501	501	501	501
対象事業費	501	501	501	501	501
交 付 件 数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件

(ウ) 補助金等の設置の背景

交付先である社会福祉法人北九州市社会福祉協議会の経緯等に関しては、「北九州市社会福祉協議会の概要」に記載している。

本補助金は、生活改善等資金の滞納処理を行っている区社協への事務費を補助するものであるが、資金の貸付自体は昭和 63 年 3 月に廃止しており、現状は貸付資金の回収のみが行われている。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 補助金交付要綱の作成・整備について（合規性―意見）市社協-ア①

本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。

<内容>

本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。

要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。

補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。

確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。

しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。

これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。

② 補助金の必要性の検討について（必要性―意見）市社協-ア②

本補助金については、回収実績を超える補助金が交付されている状況にあり、市社協における貸付金の回収可能性を十分に検討し、補助金交付の必要性を検討することが望まれる。

<内容>

本補助金に関しては、貸付事業自体は20数年前に廃止されており、滞納した貸付金の回収のみが行われている状況である。しかも回収実績は年間10万円程度であり、補助金額501千円に対し少なく、費用対効果の観点から、検討の余地があると考えられる。

本補助金については、市社協における貸付金の回収可能性を十分に検討し、補助金交付の必要性を検討することが望まれる。

イ. ボランティア活動促進事業補助金

(7) 概要

所 管 部 署	保健福祉局／地域支援部／いのちをつなぐネットワーク推進課
交 付 要 綱	なし
交 付 目 的	社会情勢の変化や福祉制度の改革に伴い、行政サービスでは対応が難しい分野において、北九州市社会福祉協議会が実施するボランティア活動促進事業に対し補助を行うことを目的とする。
補 助 事 業 概 要	ボランティアの育成、需給調整、活動支援、関係機関との連携による情報収集・発信等、ボランティア活動の振興を図っている。
交 付 先	社会福祉法人北九州市社会福祉協議会
補 助 開 始 年 度	平成元年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	46,923	42,773	39,086	37,572	37,294
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	46,923	42,773	39,086	37,572	37,294
対象事業費	50,096	45,946	40,275	39,070	38,797
交 付 件 数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件

(ウ) 補助金等の設置の背景

交付先である社会福祉法人北九州市社会福祉協議会の経緯等に関しては、「北九州市社会福祉協議会の概要」に記載している。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 補助金交付要綱の作成・整備について（合規性—意見）市社協—イ

本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。

<内容>

本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。

要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。

補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。

確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。

しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。

これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。

ウ. 民間社会福祉事業従事者共済事業補助金

(7) 概要

所 管 部 署	保健福祉局／地域支援部／いのちをつなぐネットワーク推進課
交 付 要 綱	なし
交 付 目 的	民間と公立の社会福祉施設職員の退職金の格差是正及び、民間社会福祉施設従事者の福利増進を図ることを目的とする。
補 助 事 業 概 要	民間社会福祉事業従事者を対象として、福祉年金、脱退一時金・遺族一時金の交付や、この事業で生じた積立金の運用益をもとに福利厚生事業として給付事業、貸付事業及びレクリエーション事業等を行い、会員の福利増進に努める。
交 付 先	社会福祉法人北九州市社会福祉協議会
補 助 開 始 年 度	昭和 45 年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	20,618	20,328	20,906	21,429	22,036
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	20,618	20,328	20,906	21,429	22,036
対象事業費	20,618	20,328	20,906	21,429	22,036
交 付 件 数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件

(ウ) 補助金等の設置の背景

交付先である社会福祉法人北九州市社会福祉協議会の経緯等に関しては、「北九州市社会福祉協議会の概要」に記載している。

当該補助事業の目的である、民間と公立の社会福祉施設職員の退職金の格差是正及び、民間社会福祉施設従事者の福利増進のため、以下の事業を行っている。

- ・福祉年金の交付
- ・脱退一時金の交付
- ・遺族年金の交付
- ・その他、加入者の福利厚生に必要な事業

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 補助金交付要綱の作成・整備について（合规性—意見）市社協-ウ

本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。

<内容>

本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。

要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。

補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。

確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。

しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。

これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。

エ. 社会福祉協議会補助金

(7) 概要

所 管 部 署	保健福祉局／地域支援部／いのちをつなぐネットワーク推進課
交 付 要 綱	なし
交 付 目 的	北九州市における社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
補 助 事 業 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉を目的とする事業の調査研究、普及宣伝、助成、及び企画、並びに実施 ・ 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助 ・ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 ・ 社会福祉資金の貸付 ・ 民間社会福祉事業の振興
交 付 先	社会福祉法人北九州市社会福祉協議会
補 助 開 始 年 度	昭和 40 年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	270,223	250,461	238,780	228,629	231,584
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	270,223	250,461	238,780	228,629	231,584
対象事業費	270,223	250,461	238,780	228,629	231,584
交 付 件 数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件

(ウ) 補助金等の設置の背景

交付先である社会福祉法人北九州市社会福祉協議会の経緯等に関しては、「北九州市社会福祉協議会の概要」に記載している。

本補助金は、市社協の人件費等の運営費に対する補助金である。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(カ) 監査の意見

① 補助金交付要綱の作成・整備について（合规性―意見）市社協-エ①

本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。

<内容>

本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。

要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。

補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。

確かに、交付対象が一団體、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。

しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。

これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。

② 運営費補助の必要性の検討について（必要性―意見）市社協-エ②

市社協に対して運営費補助金が交付されているが、決算状況の推移をみると良好な財政状態といえる。そのため、自己収入で補うことが可能な経費については、可能な限り減額するとともに、今後更なる自己収入の確保、自立化を促すことが望まれる。

<内容>

市社協に対しては、人件費や事務費といった運営に係る費用をまかなうため、運営費補助金が交付されている。

一般的に、団體に対する運営費補助については、その団體の存続を可能にするため、自己収入では補えない部分を補填することが主な目的である。

また、市社協については、「北九州市社会福祉協議会の概要（ウ）財政状況等の推移」に記載したとおり、差引剰余額に関しては約2億から3億円程度の余剰となっており、純資産の部合計に関しても、毎年一定程度増加している状況にあり、良好な財政状態といえる。

したがって、自己収入で補うことが可能な経費については、可能な限り減額するとともに、今後更なる自己収入の確保、自立化を促すことが望まれる。

オ. 地域福祉振興協会補助金

(7) 概要

所 管 部 署	保健福祉局／地域支援部／いのちをつなぐネットワーク推進課
交 付 要 綱	北九州市地域福祉振興基金条例 北九州市地域福祉振興事業補助要綱
交 付 目 的	「北九州市地域福祉振興基金」の運用収益を、在宅福祉を推進する事業、高齢者の健康及び生きがいづくりを推進する事業等に充て、地域福祉活動の振興を図ることを目的とする。
補 助 事 業 概 要	高齢社会の進展、核家族化の進行等社会環境の著しい変動を背景に、市民の地域福祉活動を推進することを目的として、在宅福祉サービス活動への援助、ボランティア活動の促進、高齢者の健康及び生きがい作り等のボランティア活動に対する助成や、民間社会福祉事業施設職員に対する研修等を行っている。
交 付 先	北九州市地域福祉振興協会
補 助 開 始 年 度	平成元年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	52,147	48,959	53,552	55,230	59,006
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	52,147	48,959	53,552	55,230	59,006
対象事業費	52,147	48,959	53,552	55,230	59,006
交 付 件 数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件

(ウ) 団体の決算状況等

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
収 入 合 計	52,147	48,959	53,552	55,230	59,006
支 出 合 計	52,147	48,959	53,552	55,230	59,006
収 支 差 額	—	—	—	—	—

(I) 補助金等の設置の背景

福祉協会は、北九州市地域福祉振興基金（以下「ひまわり基金」という。）の運用収益を活用して、「ボランティア活動など市民の自発的な地域福祉活動に対する支援事業を実施することにより、地域福祉活動の一層の振興を図る」という理念に基づき、各種団体に対する活動助成や市民意識の向上を図るための啓発事業などを実施している。

ひまわり基金は、従来の「ふれあい基金」と「社会福祉基金」を統合して平成元年4月に設立された。

● ふれあい基金

昭和56年「国際障害者年」を契機に、昭和57年に市社協内に、ボランティア関係団体・グループへの活動助成を目的とした「国際障害者年記念ふれあい基金」が設置され、昭和61年に「北九州市ふれあい基金」に名称を変更。（1億円）

● 社会福祉基金

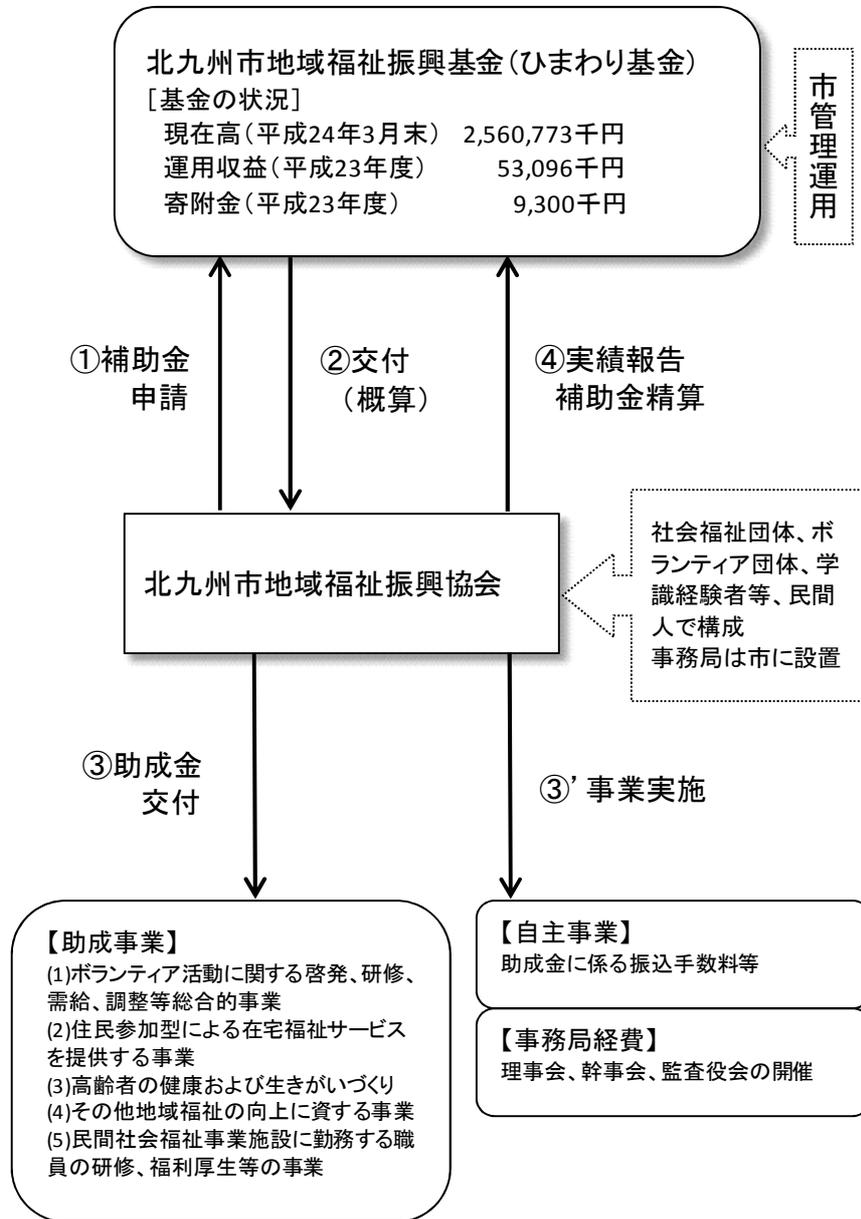
昭和49年、松下電器産業株式会社からの寄付金（69,000千円）を基礎に設立したもので、社会福祉事業施設の整備や民間社会福祉施設に勤務する職員の研修、福利厚生等への助成を目的とした。（1億円）

さらに、平成3年度、地域主導による高齢者保健福祉施策を促進するため、地域福祉基金の設置等を内容とする「高齢者保健福祉推進特別事業」が実施され、平成5年度までの3年間に合計19億4,500万円が交付された。基金の助成対象事業は、① 在宅福祉の普及、向上、② 健康生きがいがいづくりの推進、③ ボランティア活動の活性化に関する事業に限定されている。

このような経緯で設置されたひまわり基金の趣旨を踏まえ、基金から生じる運用収益を活用して、「きめ細かく多様な福祉ニーズに対応していくため、市が直接実施するよりも民間団体が、広範な市民の意見を反映しながら推進していく方がより適切である」との考えから、平成元年6月に事業の実施主体である福祉協会が設立された。

事業の概要は次のとおりである。

【北九州市地域福祉振興基金（ひまわり基金）の概要】



※出所「実績報告書添付資料」を参考に監査人作成

また、平成 23 年度における事業実施状況及び決算額は次のとおりである。
 なお、下記決算額は、全額が補助金の対象となっている。

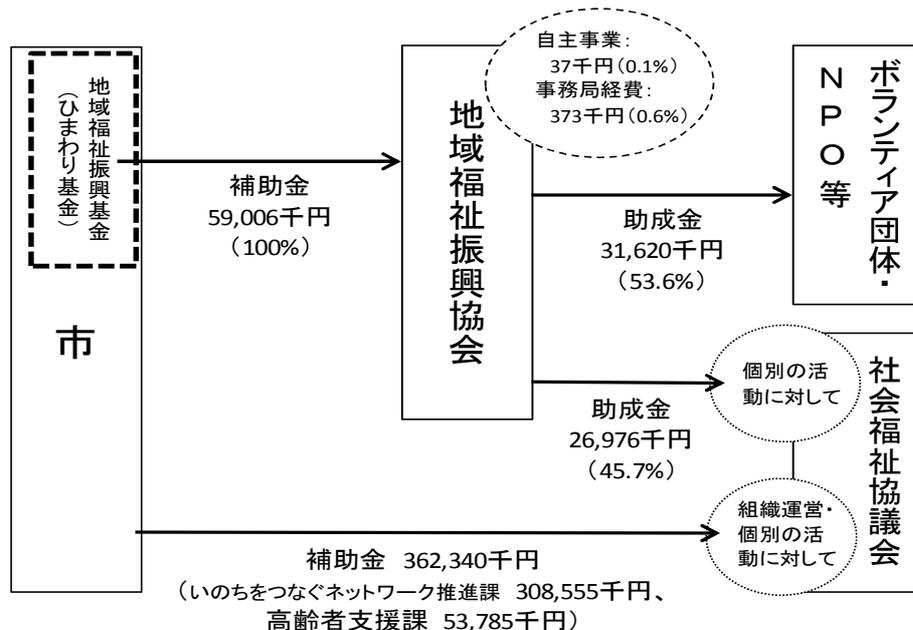
【平成 23 年度事業実施状況及び決算額】 (単位：千円)

事業名	内容	決算額 (平成 23 年度)
助成事業	(1) ボランティア活動に関する啓発、研修、 需給、調整等総合的的事业	7,423
	(2) 住民参加型による在宅福祉サービスを提供する事業	2,566
	(3) 高齢者の健康および生きがいづくり	15,766
	(4) その他地域福祉の向上に資する事業	32,433
	(5) 民間社会福祉事業施設に勤務する職員の 研修、福利厚生等の事業	408
	小計	58,596
自主事業	助成金に係る振込手数料等	37
事務局費	理事会、幹事会、監査役会の開催	373
合計		59,006

※出所「実績報告書」

福祉協会は、市社協の事業に対して助成を行っており、市及び福祉協会から市社協に交付される補助金及び助成金の流れは次のとおりである。

【市及び福祉協会から市社協に交付される補助金及び助成金の流れ】



※出所「市説明資料」を参考に監査人作成

(オ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(カ) 監査の意見

① 社会福祉法人北九州市社会福祉協議会に対する補助金の集約について

(有効性等一意見) 市社協-オ

市社協に対する補助金については、市から直接交付される資金の流れと、福祉協会を経由して交付される資金の流れが存在する。

例えば福祉協会を廃止した上で、ひまわり基金を財源とする補助金の交付先の選定については市の内部に民間有識者等からなる委員会を設置して実施するなど、市社協に対する補助金を市からの直接交付のみに集約することで、市として市社協へ交付される補助金の全体像を把握し、市全体として市社協に対する補助金の費用対効果を測定することが望まれる。

<内容>

福祉協会が市の外部に設立された趣旨としては、前述のとおり、「きめ細かく多様な福祉ニーズに対応していくため、市が直接実施するよりも民間団体が、広範な市民の意見を反映しながら推進していく方がより適切」であるとの考えがベースになっている。

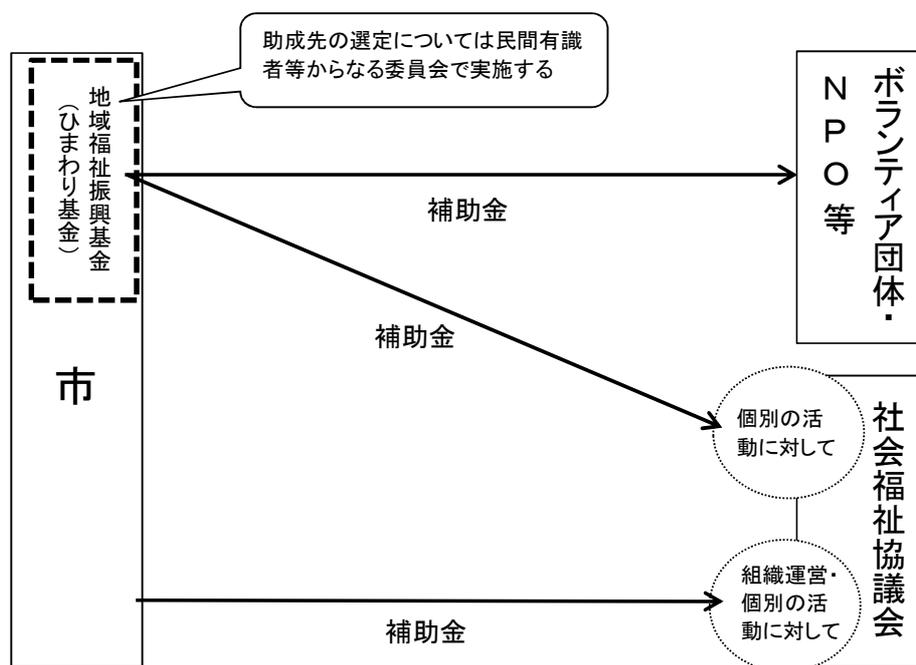
確かに、原資に民間からの寄附金が含まれるひまわり基金のように民間資金を利用した事業については、市民各層の広範な意見を聞き、適正かつ柔軟に対応する必要があるため、行政が直接実施するよりも民間団体が実施したほうが適切な場合もあると考えられる。

しかし、市から福祉協会への補助金額の約 45.7% (平成 23 年度) にあたる 26,976 千円が市社協への助成金として交付されている。その結果、表面的にみると市から市社協への補助金は 362,340 千円であるが、源泉までたどると福祉協会からの助成金も市からの補助金とみなすことができるため、合計で 389,315 千円が市からの補助金であるとも考えられる。

このように、市から直接交付される資金の流れと、福祉協会を経由して交付される資金の流れが存在することにより、補助金及び助成金の全体像がみえづらくなり、その結果、市全体として市社協に対する補助金及び助成金の費用対効果を測定することが困難になっていると考えられる。

そのため、例えば福祉協会を廃止した上で、ひまわり基金を財源とする補助金の交付先の選定については市の内部に民間有識者等からなる委員会を設置して実施するなど、市社協に対する補助金を市からの直接交付のみに集約することで、市として市社協へ交付される補助金の全体像を把握し、市全体として市社協に対する補助金の費用対効果を測定することが望まれる (次図参照)。

【すべて市からの補助金とした場合】



※出所「市説明資料」を参考に監査人作成

第3 補助金等に係る全庁的な観点からの意見

1. 意見の項目

全庁横断的な観点からの監査の意見の項目は次のとおりである。

なお、詳細は「2. 補助金等に係る全庁的な見直し基準の策定及び検証の実施について」以降に述べるので、今後の行政運営のために有効活用していただきたい。

(1) 補助金等に係る全庁的な見直し基準の策定及び検証の実施について（全庁・意見 - 1）

市では、補助金の見直しに関し、平成8年度に財政課長通知「補助金等の見直し及び執行の適正化について」を出し、一定の裁量を与えながらも各所管部署の自主的な見直し努力を求めている。各所管部署は毎年の予算編成の際に見直しを行っているが、取組度合に差があり、徹底されていない。また、各所管部署の取組状況をフォローアップする仕組みもない。

他の自治体事例なども参考にしながら、改めて見直し基準を策定し、その基準に基づき全庁的に検証を実施することが望まれる。

(2) 市が構成の一員である協議会等に対する負担金に係る全庁的な検討について

（全庁・意見 - 2）

決算内容の詳細が把握できていない事例や繰越金の精算及び負担金額の見直しに関する定めがない事例が見受けられた。

これらの場合、支出内容の妥当性、有効性及び効率性について検証できない可能性や、負担金額の適切な見直しが実施できない可能性がある。

今回監査対象としたのは、一部の協議会等に対する負担金であるが、同様の現状及び課題は監査対象外の協議会等にも該当する可能性が高いことから、市は協議会等に対する負担金について全庁的に見直すことが望まれる。

(3) 地域コミュニティ活動に関連する補助金等のあり方の検討について（全庁・意見 - 3）

市は、「地域づくり・まちづくり」の拠点として、小学校区単位を基本に「まちづくり協議会」の設置を促進している。まちづくり協議会の活動を活発にするため、従来、各地域団体に交付されていた補助金のうち13項目について一本化し、地域総括補助金として交付している。

しかし、当初予定されていた項目間の流用実績が少ないため、その目的を達成しているとはいえない。13項目以外にも地域総括補助金に加えることができるものがあり、また、地域総括補助金以外にも全市域単位又は区単位の連合組織を通じた補助金等もある。

時代の変化に対応した住民主体の地域づくり・まちづくりをすすめるという地域総括補助金の導入目的を達成するため、連合組織に対する地域コミュニティ活動に関連する補助金等のあり方についてさらに検討することが望まれる。

2. 補助金等に係る全庁的な見直し基準の策定及び検証の実施について

(1) 現状及び課題

「第2 監査対象の概要 2. 市の行財政改革と補助金等」に記載したとおり、補助金の見直しに関しては、行政改革の取組の一環として事業単位での評価や改善がなされている状況にある。

また、「第2 監査対象の概要 3. 予算編成と補助金等」に記載したとおり、毎年度の予算要求に当たっては、平成8年度に出された財政課長通知「補助金等の見直し及び執行の適正化について」（以下「平成8年度適正化通知」という。）により、一定の裁量を与えながらも各所管部署の自主的な見直し努力を求めている。ただし、これらについて検討した結果を全体としてフォローアップする仕組みはなく、各所管部署の自主的な取組に任されている。

監査の結果、平成8年度適正化通知の視点からみて問題のある事例が、通知の発出後15年経過した監査時点においても見受けられた。

【補助金等の見直しの視点と発見された事例】

	見直しの視点	発見された事例
1	目的・効果に、客観的合理性はあるか。	交付要綱がなく又は交付要綱があっても目的が不明確である。
2	補助金等の交付が法令等に違反しているものはないか。	特になし
3	長期間にわたり惰性化し、既得権化していないか。	長期にわたりほぼ同額が支出されている
4	毎年漫然と補助金等の交付を受けており、事業効果を挙げる努力や自己財源の徴収等の努力を怠っているものはないか。	自己収入が増加、又は事業費が減少した場合でも、当初の補助金等の額を変更していない。
5	民間の自立、自助、受益の負担の関係は明確にされているか。	繰越金や積立金等の内部留保が多額ある場合でも交付されている。
6	補助金等の交付の目的、条件等に従って適正に事業が遂行され、所期の効果を上げているか。	変更承認手続きが必要な場合でもとられていない。
7	終期の設定、メニュー化、統合化等の合理化が検討され、実施されているか。	類似する目的の補助金等が別々の要綱にもとづき別々に手続がなされている。
8	<p>小額の補助金等を多くの団体等に総花的に交付する結果、実質的な効果が上がっていないというようなことはないか。</p> <p>次のものについては、特に積極的に見直しを図ること。</p> <p>(1) 団体補助等については、補助等を受ける団体等の7年度決算に占める市補助金等の割合が5%未満のもの</p> <p>(2) 1件の補助金額が10万円未満のもの</p>	<p>間接補助により、多くの団体に定額補助が継続的になされている。</p> <p>(1) 5%未満のものが継続している</p> <p>(2) 1件の補助金等の額が10万円未満のものが継続している。(間接補助、負担金を含む)</p>

※出所「見直しの視点」は、「補助金等の見直し及び執行の適正化について(通知平成8年 別紙)」から監査人抜粋

また、「第2 監査対象の概要 4. 市の補助金等に関する規則等」に記載したとおり、市全体の補助金等の基本的な取り扱いは、「北九州市補助金等交付規則」（以下「基本規則」という。）に定められている。

各部署においては、各補助金等の交付要綱を作成してこれに基づき補助金等を交付しているケースと、交付要綱を定めず、基本規則により交付しているケースがある。

基本規則には補助金等の手続に関し、補助金等に共通する事項が定められており、各部署の交付要綱には、基本規則に定められていない個別の補助金等にのみ該当する事項（補助金等の目的など）及び詳細な内容（補助対象者、対象事業及び対象経費の範囲など）が定められている。

今回、監査した結果、補助金等の対象が特定の団体や事業に限定されている場合に、交付要綱を策定していない事例が多く見受けられた。

また、交付要綱を策定している場合であっても、補助目的や補助対象経費が不明確なもの、事業に係る支出だけが記載され、事業に伴う収入が考慮されていないものなどが見受けられた。

具体的な補助対象経費の範囲等交付要綱において定めるべき内容が定められていない場合、次のような問題がある。

- 補助金が減額されないよう、事後的に対象経費の範囲が広がる可能性がある。
- 不要不急な経費に使用されるなど、本来の補助目的からみて対象外の経費に使用される可能性がある。
- 補助目的の達成状況や成果を測定することができない可能性がある。
- 成果を測定することができないため、特定の団体に長期継続的に補助し続ける可能性がある。

（2）【提言】補助金等に係る全庁的な見直し基準の策定及び検証の実施について

平成8年適正化通知以降、市は所管部署の自主点検、財政局による予算査定及び行政評価の実施により、補助金等の見直しを行ってきたが、全庁的にみると、その取組には差があり、いまだ見直しが行われていない補助金等も多く存在する。

市は、改めて補助金等に係る全庁的な見直し基準を策定するとともに、検証を実施することが望まれる。

なお、見直しに当たっては、各部署間の取組差がないよう、補助金交付要綱を定めるに当たっての標準的な要綱の整備及び周知や、その内容等のチェックを行うことも必要である。

さらには、評価検証の仕組みの導入や必要に応じ第三者による外部評価を実施するなど全庁的な検証制度の構築が必要である。また、この検証は、定期的実施することが必要である。

見直し基準に関し、例えば千葉市では、次のとおり、平成22年7月に「補助金の適正化ガイドライン」を策定している。市においても、この千葉市のほか他の地方自治体の事例を参考にしながら具体的で実効性のある取組を進めることが望まれる。

【千葉市補助金の適正化ガイドライン】

I 検証の視点

すべての補助金について、補助の公益性、有効性等、次の5つの視点から検証を行います、

1 公益性

地方自治法第232条の2に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合において、寄附又は補助することができる。」と規定されています。補助金を交付するには、客観的にみて「公益性のあること」が必要不可欠です。

(1) 補助事業の目的や内容に明確な公益性が認められるか。

2 有効性

補助金の財源は、その多くが市民の税金で賄われています。厳しい財政状況の下で、交付する補助金が期待する効果をあげているのかを検証する必要があります。

(1) 補助金額に見合った効果があがっているのか。

(2) 社会経済状況の変化により補助効果が薄れていないか。

(3) 少額の補助金について継続していく必要があるか。

3 妥当性

補助金は、その対象となる経費や補助率、補助金額が妥当なものであることが求められます。これらは、一度設定するとその後に見直しが行われないことが多く、現在でもこれらが妥当なものであるのか改めて検証する必要があります。また、これらが明確になっているのかも健勝が必要です。

(1) 補助対象経費は、公金で補助することが妥当なものか。

(2) 補助率、補助金額は妥当なものか。

(3) 運営費的な内容を補助することにより補助対象が曖昧になっていないか。

4 補助対象団体等の状況

補助対象団体等の財務状況を明確にするとともに、団体等において財務状況に余裕があるなど補助金を廃止・縮小しても自立して運営できる場合には補助金を交付する必要があるかどうかを検討する必要があります。また、団体等に対し自立性を高める自助努力を促すことも必要です。

(1) 団体等の補助金の依存度が低く、自立性が確保されている状況ではないか。

(2) 団体等が補助金以上の繰越金や内部留保資金などの余剰資金を有していないか。

(3) 団体等が自立性を高めるための取組みを行っているか。

5 その他

(1) 類似事業との統合

補助事業に類似する事業がある場合に、これらを統合することによって事業の効果や効率が向上することが期待できます。類似事業がある場合には統合の可能性を検討することが必要です。

(2) 他の手法への切替え

本来市が自ら実施すべき事業を補助事業としているものについて直接執行や委託とするなど補助以外にふさわしい手法がある場合には他の手法への切替えを検討する必要があります。

II 見直し基準

1 基本的な考え方

「I 検証の視点」で示した5つの視点により検証を行い、問題のある補助金については、ここの補助金の状況を踏まえつつ、原則として、以下の「見直し方向」により見直しを検討することとします。

検証の視点	見直し方向
1 公益性	廃止・休止
2 有効性	廃止・休止
3 妥当性	縮小等
4 補助対象団体等の状況	廃止・休止、縮小等
5 その他	縮小等

2 見直し基準

廃止・休止、縮小等の見直しは、以下の基準により行います。

(1) 廃止・休止を検討する補助金

ア 公益性

- ・特定の一部の者のみが恩恵を受けるなど、補助金の支出に納税者の理解が得られない補助金

イ 有効性

- ・補助金額に見合った効果が期待できない補助金
- ・補助の目的が既に達成されているなど補助効果が薄れている補助金
- ・補助金額が10万円以下の少額補助金

ウ 補助対象団体等の状況

- ・団体等の収入に占める市補助金の割合が、過去3か年平均で概ね10%を下回っている団体等への補助金
- ・団体等の繰越金額が、市からの補助金額を恒常的に上回っている団体等への補助金

(2) 縮小等を検討する補助金

ア 補助対象経費に、例えば、団体構成員相互の親睦経費や慶弔費等、市民の税金を当てることが妥当ではない経費が含まれている補助金については、当該経費を補助対象から除外するなどの見直しを行います。

イ 定額で支出している補助金や、補助率10/10の補助金については、積算根拠を明確にするとともに、例えば補助率に上限を設定するなどの見直しを行います。

ウ 団体等の運営費を補助対象としている補助金については、補助の目的及び対象の明確化を図るため、原則、事業補助へ転換することとします。

エ 自立性を高めるための取組みを実施していない団体等に対する補助金については、補助金交付に当たり自助努力を促すこととします。

オ 類似事業など代替え可能な事業がある補助金については、整理統合を行います。

カ 補助対象事業が、本来市が主体となって行うべき行政の代替えとしての性質を有している補助金については、委託事業への切り替えを比較検討します。

3 性質別に異なる課題への対応

補助金は、その対象やないようにより性質が異なり、それぞれの性質によって抱える課題も異なります。ここでは、性質の異なる補助金ごとに、それぞれの課題を整理し「2 見直し基準」で示した基準に、それぞれの課題に対応した重視すべき見直し基準、加えるべき見直し基準を示すことにより、確実な見直しを行います。

(1) 団体運営補助金

<略>

(2) 利子補給金

<略>

(3) イベント補助金

<略>

III 検証の進め方・検証結果の公開

本ガイドラインを基本的な指針として、対象となる補助金について「補助金チェックシート」(別添様式)を活用して検証を行い、第三者の評価も取り入れながら、個々の補助金について、廃止、縮小、存続等の方向性を検討しつつ、見直しを確実に進めることとします。

検証の結果、拡充や現状維持など存続する補助金についても、改めて終期を設定し定期的に検証を行います。

現下の厳しい状況の中、社会経済情勢を踏まえた的確な政策を限られた財源で遂行するためにも、補助金の検証は一過性のものに終わることなく、不断の検証を行うことが必要です。

なお、検証の内容は、市のホームページで公開するとともに、見直した補助金については、見直し内容、効果等を取りまとめ、市のホームページに公開します。

また、本ガイドラインについても、より実効性の伴う指針となるよう必要な改善を行っていきます。

※出所「千葉市 補助金の適正化ガイドライン」

3. 市が構成の一員である協議会等に対する負担金に係る全庁的な検討の実施について

(1) 現状及び課題

今回、監査の実施に当たり、市全体の補助金、負担及び交付金を把握したところ、市が構成の一員である協議会等が数多く存在し、その協議会等に対し負担金を支出している事例があった。

これらの負担金は、次のとおり、補助金等交付規則の適用を受けない支出金に指定されているため、補助金等交付規則に定める交付申請や実績報告等の義務がない。

【北九州市補助金等交付規則の適用を受けない支出金の指定（抜粋）】

北九州市補助金等交付規則（昭和 41 年規則第 27 号）第 2 条第 1 項の規定により市長が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

(4) 市が構成の一員である協議会等に対する負担金

また、協議会等の団体の中には法人格を持たず、専任の事務局職員がいない協議会等も多い。その場合、市の所管部署において事務局機能を有している協議会等も存在する。

「第 2 監査対象の概要 4. 市の補助金等に関する規則等 (3) 市が事務局となっている実行委員会等の出納事務に関する取り扱いについて」に記載しているとおり、市の所管部署に事務局がある協議会等については、過去に発生した不祥事等を契機に、市が構成員となっている実行委員会等の事務局の出納事務を行う場合の取り扱いが定められ、運用されている。

なお、市の外郭団体にも同様の協議会等の事務局があるが、この場合、上記の取り扱いは適用されていない。

「第 3 監査の結果」に記載したとおり、支出内容の妥当性を検証するために必要な決算の詳細が把握されていない事例や市の負担金額の算定根拠について明確でない事例が見受けられた。

また、多額の繰越金や積立金等の内部留保を有する協議会等が見受けられたが、繰越金の精算や負担金額の見直しに関する定めはなかった。

繰越金の精算に関する定めや負担金額の算定根拠及び見直しに関する定めがない場合、負担金支出の固定化につながり、市が支出した負担金が効果的に活用されない可能性がある。

また、市に事務局がある場合は、統制を強化することにより経理処理の適正化を図ることが可能であるが、市以外に事務局がある場合で、決算内容の詳細が把握できていない場合は、支出内容の妥当性、有効性及び効率性について市として検証できない可能性がある。

(2) 【提言】市が構成員の一員である協議会等に対する負担金に係る全庁的な検討について

今回監査対象としたのは、一部の協議会等に対する負担金であるが、同様の現状及び課題は監査対象外の協議会等にも該当する可能性が高いことから、次の手順により、市は負担金について全庁的に見直すことが望まれる。

【見直しの手順】

- | |
|----------------------------|
| ① 協議会等における決算内容及び事業内容の詳細な把握 |
| ② 費用負担の必要性の検討 |
| ③ 協議会等の状況に応じた費用負担の手法の検討 |

① 協議会等における決算内容及び事業内容の詳細な把握

まず、協議会等における決算内容及び事業内容を詳細に把握することが必要である。

市は、協議会等に対し負担金という財政的援助を行っているため、地方自治法第 221 条第 2 項の規定により、予算の執行の適正を期するため、協議会等が助成等を行っている終局の受領者も含め、その状況を調査し、又は報告を徴することができることとなっている。

【地方自治法第 221 条】

第 221 条 <第 1 項省略>

2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

② 費用負担の必要性の検討

次に、費用負担の必要性について検討する。

上記「① 協議会等における決算内容及び事業内容の詳細な把握」で調査した結果をもとに、環境の変化や市民ニーズの変化、協議会等の自立化の状況等を踏まえ、市として負担金を支出する必要性の有無について検討する。

その際、目的が類似している協議会等の整理統合についても検討することが必要である。

③ 協議会等の状況に応じた費用負担の手法の検討

必要性を検討した結果、費用負担を必要とした場合、その協議会等の状況に応じた費用負担の手法を検討する。

検討に当たっては、次のとおり、協議会等の類型化を行い、方向性を決定することを提案する。

費用負担の方法別に次のとおり分類した。また、各分類の方向性案を示している。

【市が構成員の一員である協議会等の方向性（案）】

分類	運営財源（負担金）	事務局	方向性（案）
A	市	市役所内部	直接執行の検討
B	市	市以外	交付規則適用補助金への転換の検討
C	市、事務局団体	市以外	交付規則適用補助金への転換の検討
D	市、他の構成団体	市役所内	事務局の民間移管の検討
E	市、他の構成団体	市以外	負担金額の妥当性等の検証

※なお、運営財源の欄には、大会等の参加者負担金及び広告（出展）協賛金等、預金利息等の雑収入、寄付金を除いた、団体を経常的に運営することを目的とした負担金の負担元を記載している。

Aは、運営財源を市で賄っており、業務も市でおこなっているため、市で直接執行することを検討する。市の会計で処理することにより、議会、監査等での直接的なチェックが可能になる。

B及びCは、市又は市及び事務局団体で運営財源を賄っており、実質的に事務局機能を有する団体の活動に対する補助金であるので、補助金等交付規則を適用する補助金等へ転換することを検討する。また、それに伴い、申請及び実績報告内容の妥当性の検証や効果測定を行う。

Dは、市役所内に事務局を有する合理的な理由がない限り、市以外の団体に事務局を移すことを検討する。

Eは、市が財政援助する場合、負担金という形態になる。

上記5分類中、負担金という形で継続することとなるのは、D及びEのみとなる。負担金の支出に当たっては、負担金を支出する協議会等の事業内容、事業規模等の妥当性を検証しながら、繰越金や積立金等の内部留保に関する規定を協議会等の規約に盛り込んだうえで、負担金額の妥当性等を常に検証することが必要である。

4. 地域コミュニティ活動に関連する補助金等のあり方の検討について

(1) 現状及び課題

市は「地域づくり・まちづくり」の拠点として、小学校区単位を基本に「まちづくり協議会」の設置を平成6年度から促進している。

まちづくり協議会の概要は次のとおりである。

【まちづくり協議会の概要】

設置目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、地域共通の課題の解決に努め、ふれあいのある心豊かな地域社会づくりを行うことを目的とする。
団体の概要	<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校区単位を基本に、自治会、社会福祉協議会、婦人会、老人クラブ等の地域団体や、学校、企業、行政機関等、地域の様々な団体などで構成する、地域づくり団体である。(構成する団体等は地域の任意であり、地域の実情により異なる) <p>(設置数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年4月1日現在、130小学校区(分校を除く)に、136のまちづくり協議会が設置されている。
活動の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が、地域課題を自ら考え解決するため、地域が一体となった住民主体の地域づくり活動を行う。 ・また、小学校区単位を基本に設置するコミュニティ施設「市民センター」の日常的な管理を市から受託し、市民センターの管理運営に参画している。 <p>(活動例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動 ・市民センターの日常的な管理運営 センターの開館・閉館、利用の受付・案内、センター及び物品の管理、使用料の徴収、センターで実施する事業の補助事務等。 ・地域団体等の調整 地域団体等間の調整を行い、幅広い観点から地域づくり活動を促進する。

※出所「市ホームページ(地域づくり・まちづくりの概要)」

まちづくり協議会の設置後約10年が経過した平成15年度に、平成6年度からの取組の課題を次のとおり整理している。

【まちづくり協議会等に関する課題】

- ・まちづくり協議会の活動が、市民センターの受託のみに止まっている。
- ・まちづくり協議会が一部の地域団体のみで構成されており、他の団体が新たに参画することが難しい。
- ・まちづくり協議会が取り組む、地域が一体となった活動に対しての財源がない。

※出所「市ホームページ」

そこで、まちづくり協議会の活動が活発化し、住民主体の地域づくりがさらに促進されるように、市は、平成16年度から、各まちづくり協議会に対して「新たな地域づくり」への取組を提案し、体制の整ったまちづくり協議会から、順次、実施されている。

【新たな地域づくりへの取組】

(1) まちづくり協議会の組織充実

- ・より多くの地域団体等の参画
- ・機能的な部会制の導入
- ・より多くの皆さんが参加できる組織づくり

(2) 地域総括補助金の導入

＜地域総括補助金の概要＞

- ・地域が一体となった、住民主体の地域づくり・まちづくりを促進するため、市各部局が事業ごとに交付していた補助金を可能な限り一本化し、まちづくり協議会に交付する「地域総括補助金制度」を、平成16年度から実施
- ＜「地域総括補助金」として一本化した補助金＞（13種類）
- ・防犯灯維持管理補助金、防犯灯設置補助金
 - ・老人クラブ助成金、年長者いこいの家運営補助金、ふれあい昼食交流会事業補助金
 - ・公園愛護会助成金、河川愛護団体補助金
 - ・公民館類似施設等運営費補助金、公民館類似施設等設置費補助金
 - ・青少年団体育成補助金、地域体育振興補助金
 - ・校区まちづくり支援事業補助金
 - ・市民センターを拠点とした健康づくり事業補助金

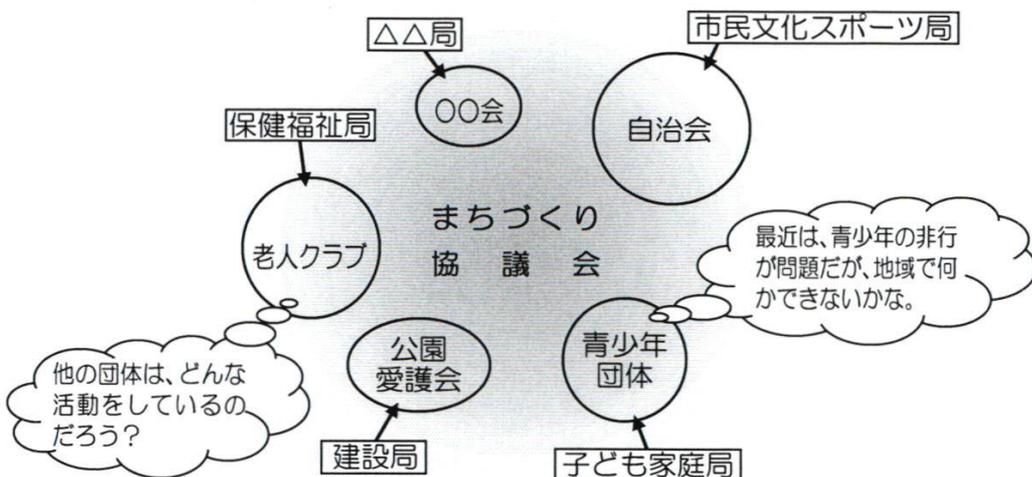
※一部の項目を除き、各補助対象事業費の50%まで流用（融通）が可能

※出所「市ホームページ」を参考に監査人作成

地域総括補助金とは、次の図のとおり、それまで、市の各部局から直接又は各区や市の連合組織を通じ間接的に交付されていた補助金を市から区を通じたまちづくり協議会への補助に一本化したものである。

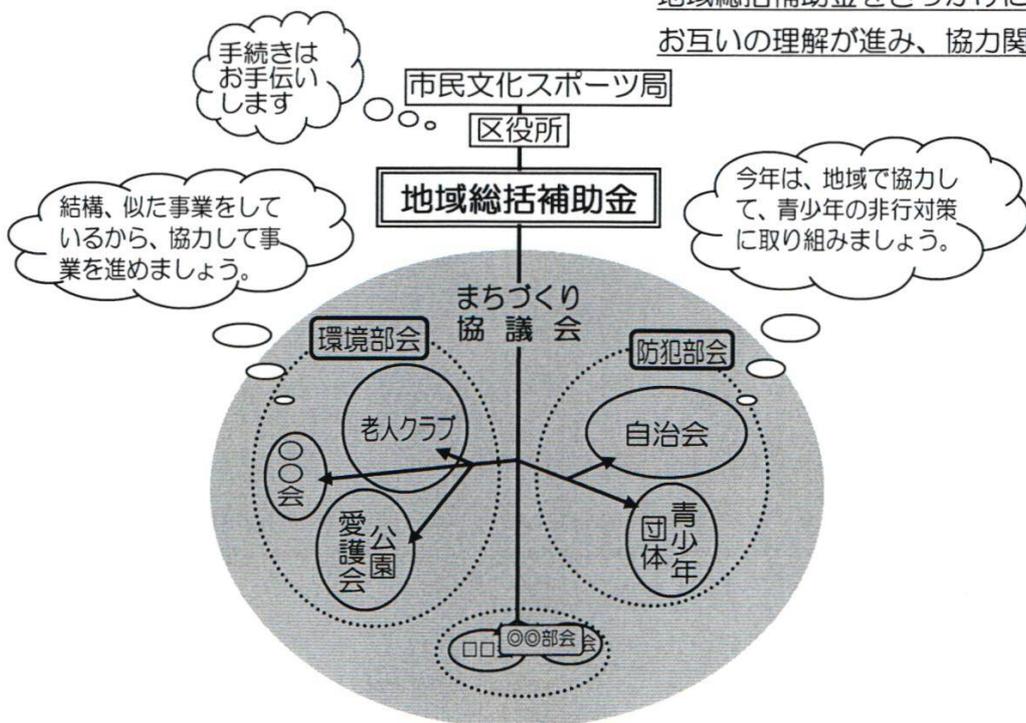
【地域総括補助金のイメージ図】

市から縦割りで補助金が交付され、
お互いのことがわかりにくい



地域総括補助金導入

地域総括補助金をきっかけに、
お互いの理解が進み、協力関係へ



※出所「市ホームページ」

この概念図をみると、補助金、交付窓口及び交付先の一本化に加え、まちづくり協議会における次の2つの効果が挙げられている。

【地域総括補助金の導入による効果】

- ・まちづくり協議会内部で話し合い、補助金を配分することで、各団体間の連携が深まり、組織全体の活性化が図られる。
- ・部会の構成団体が連携することで、各団体が単独で事業を行うよりも、より一層効率的・効果的に事業を行うことができる。

※出所「地域総括補助金の手引き」

しかし、現時点では、まちづくり協議会内の構成団体間の連携は進んでいるものの、各事業における補助金を弾力的に配分している事例は少ない。

すなわち、手続の一本化により事務の効率化は図られているものの、所期の目標はまだ達成されていない状況にあるといえる。

まちづくり協議会が、実質的な配分ができるところまで至っていない理由の一つとして、まちづくり協議会を構成する各団体が機能別の組織であり、構成団体間において財源を弾力的に運用する意思決定を行うのが難しいことがあげられる。

(2) 【提言】地域コミュニティ活動に関連する補助金等のあり方の検討について

時代の変化に対応した住民主体の地域づくり・まちづくりをすすめるため、地域コミュニティ活動に関連する補助金等のあり方について検討することが望まれる。

検討に当たり、次の2点を提案する。

- ① 地域総括補助金の対象補助金の拡大について
- ② まちづくり協議会を構成する団体の連合組織に関する補助金等の見直しについて

①地域総括補助金の対象補助金の拡大について

地域総括補助金の対象補助金は、制度創設当初の11項目（平成16年度モデル校区）から、平成23年度には13項目と2項目増加している。

しかし、監査の結果、全市域単位の連合組織から区単位の連合組織を通じ校区単位の活動団体に補助されるといった地域総括補助金の対象趣旨と合致する補助金が見受けられた。

このように、直接的に校区単位や自治会・町内会単位に交付されていなくても、全市域単位又は区単位の連合組織に補助金を交付し、その組織から校区単位等に補助されているものは検討の対象とする必要がある。

なお、「第4 補助金等に係る全庁的な観点からの意見 2. 補助金等に係る全庁的な見直し基準の策定及び検証の実施について」で提案した全庁的な見直しにおいて、地域総括補助金に一本化できないかという視点をもって、見直しを行うことが望まれる。

②まちづくり協議会を構成する団体の連合組織に関する補助金等の見直しについて

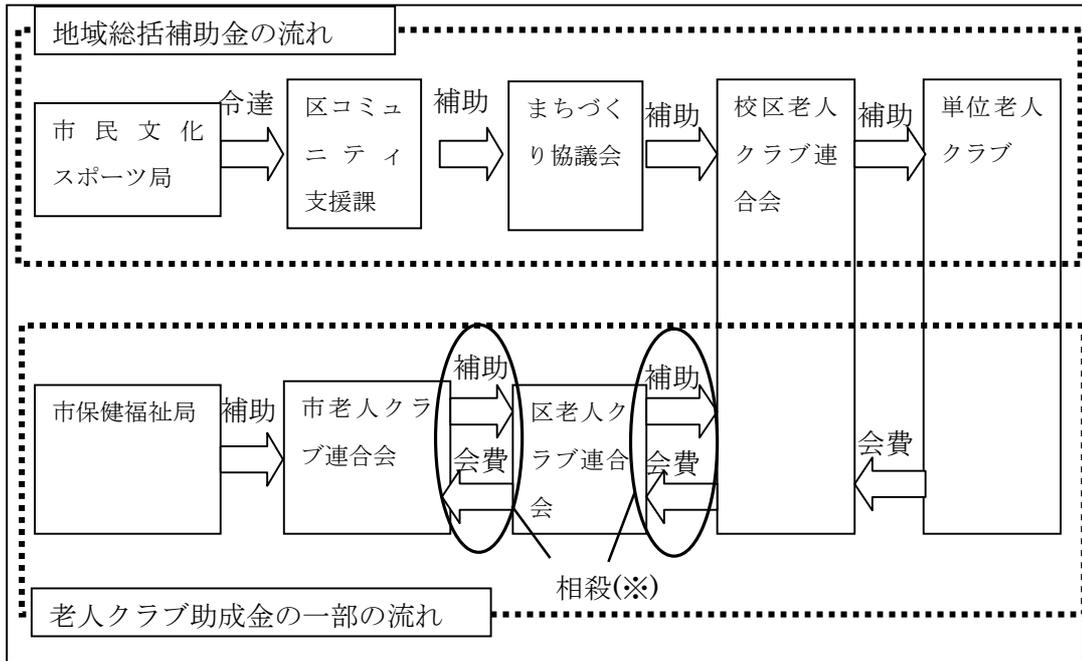
地域総括補助金導入前は、現在のまちづくり協議会を構成する団体に対し、市から全市域単位や区単位の連合組織を通じて交付されていた補助金がある。

例えば、老人クラブ助成金は、市保健福祉局から北九州市老人クラブ連合会（以下「市老連」という。）、各区老人クラブ連合会（以下「区老連」という。）、各校区老人クラブ連合会（以下「校区老連」という。）を通じて単位老人クラブ（以下「単位クラブ」という。）に交付されていたが、地域総括補助金導入後、その対象となる校区老連に属している単位クラブについては、市から区役所を通じまちづくり協議会に交付され、単位クラブへ補助されている。

しかし、地域総括補助金導入後もまちづくり協議会に参加していない老人クラブについては、老人クラブ助成金が市から直接市老連に交付されている。

図で表すと次のとおりである。しかも、各単位クラブから各校区老連、区老連を通じ市老連へ会費が納入されている。

【老人クラブに関連する補助金と会費の流れ】



※老人クラブ助成金の一部については、老人クラブの事務軽減のため、各単位老人クラブが市・区老連へ納付する会費との相殺を認めている。

また、老人クラブ助成金の一部のほか、市老連には「北九州市老人クラブ連合会事務局運営補助金」が、区老連には「北九州市区老人クラブ連合会社会活動促進事業助成金」が交付されている。

さらに、自治会総連合会、市民防災会連合会においては、その役員がほぼ同じであるため、総会や理事会を同日に開催している。その際、全市域単位の連合組織を構成する各区単位の連合組織から負担金が支出されている。

補助金の公益性、必要性、有効性及び効率性等は、最終受領者における事業内容やその成果を基準として判断できるのが望ましい。

上記のような地域総括補助金に含まれていない全市域単位又は区単位の連合組織に交付している補助金や、まちづくり協議会を構成する団体から連合組織に支出されている会費や負担金等についても、補助金と相殺できないかなど整理することが必要である。

全市域単位や区単位の連合組織に求められる機能は、補助金の交付や負担金の徴収ではなく、校区単位又は町内会等の団体単位若しくは個人単位ではできないことを補完することにある。具体的には、人材育成（研修等）、情報交換及び提供、広域的に実施するほうが効率的な啓発物資等の一括購入、広域的に実施するイベントの実施などであると考えられる。

したがって、時代の変化に対応した住民主体の地域づくり・まちづくりをすすめるため、これらの連合組織に対する地域コミュニティ活動に関連する補助金等のあり方についてさらに検討することが望まれる。